

自治体政府は、共同参加配分金の 85%の資金を、下記の分野の公共投資に仕向けなければならない。

- ① 公共投資計画を実施するための資金
- ② 農村道（市町村道）の維持管理計画の資金調達、及び県庁との共同出資で行う道路計画。
- ③ 保健、教育、スポーツ、社会管理の各部門のサービス業務の提供にかかる費用。
- ④ 投資計画資金を調達するために請け負った国内外からの公共債務の元本償却と利子その他の金融負担金。
- ⑤ その他の資本経費。

自治体政府と県庁は、夫々の年度業務計画書を調整し両立させるために、夫々の年度業務計画書と、若し計画書が修正された場合はその修正計画書を、自治体政府は自治体から選出された県議員に提出する一方、県議員は選出区の自治体政府に提出し、お互いに交換し合わなければならない。

Ⅲ-2-5-3 共同参加配分金の凍結

共同参加配分金の管理や運用について、自治体政府が怠慢や不正行為に陥っている場合、又は資金の管理に関する自治体政府の条例や市議会の決議に、不審な点や非合法的点が見られる場合、監視委員会は、市長に対して意見書や注意喚起書を提出する。市長は、その書類を市議会の審議にかけた上で、15日以内に、監視委員会に回答しなければならない。市長から回答がない場合、又はその回答が納得行くものでない場合、監視委員会は、その問題を県議会を通じて行政権（県庁）に告発する。県議会は、監視委員会から提出された書類の内容を45日以内に検討し、結論を下さなければならないが、告発が正当な根拠を持っている場合は、問題を15日以内に解決するよう、自治体政府に通告し、その通告に対する回答を求める。県議会が告発事項の検討や実証について、技術指導を必要とする場合は、県庁の総括調整局に指導を仰ぐことになる。

自治体政府から回答がない場合、又はその回答が県議会の納得行くものでない場合、県議会は、書類を県知事に送付する。県知事は、憲法第96条 9節にもとづき、中央政府（大蔵省）を通じて、自治体政府を上院議会に告発する。更に、県庁や県議会が、その職権上より、地方自治体政府の怠慢や不法行為を発見した場合は、そ

の行為を改めるよう、自治体政府に直接要求することができる。自治体政府が行為を改めない場合は、同じ方法で上院議会議に告発する。因みに、憲法第96条“大統領の権限”の9節には、『特に、税収その他の収入金の管理に関する自治体政府の条例を監視し、自治体政府が憲法や法律に違反している場合は、その行為を改めるよう要求し、その要求に応じない場合は、上院議会議に告発する』旨が定められている。

上院議会議は、県庁からの告発を受理したならば、議会議の決裁が下されるまで、大衆参加口座を凍結する。告発された自治体政府の共同参加配分金は、凍結された大衆参加口座に、その後も振り込まれ蓄積されて行くが、自治体政府は、その資金を使用することはできない。上院議会議の決裁が告発事項を是認するものである場合は、違反した自治体政府がその行為を改めた旨が確認されるまで、大衆参加口座は凍結された状態を保つ。大衆参加口座の凍結や凍結解除は、上院議会議から大蔵省に指示される。告発事項に法的な過失や犯罪が認められる場合は、書類は司法権に回され、法的な措置が取られる。

Ⅲ-2-5-4 その他の資金

自治体政府が国内外の資金、国際協力資金や国際融資を導入するための条件を備え、且つ現地負担金を準備できるならば、中央政府は、自治体政府の権限や任務の遂行支援護する為にも、中央政府が導入する国内外資金、国際協力資金や国際融資を自治体政府に仕向けることもできる。中央政府は、歴史的に存在する地域間の格差を徐々に減らして行くために、国内外から導入した資金を、最も圧迫された貧困地方や不活発な地方、又は人口密度の低い地方に優先的に割り当てて行く。

Ⅲ-2-5-5 地方自治体税

都市不動産、農村不動産、自動車の所有税は、自治体政府が徴収して運用するが、税金の徴収に関しては下記の規定が定められている。

- ① 自動車所有税額を設定するための査定価格は、大蔵省が自治体政府と協議し、承認した上で、最高決裁令で批准された査定リストに従うものとする。査定リストは、前年度の国家会計が締め括られた後で、1月15日までに発刊される官報に記載される。

- ② 不動産税の査定価格は、中央政府が発布する基準に従って、各自治体政府がその領域内で行う査定にもとづくが、中央政府の基準に従った査定が未だ実施されていない地方自治体では、土地や建築物の所有者が自己評価して申告するための規範として、自治体域内を区画化して区域ごとの査定価格を表示し、所有者は、この査定価格に従って自己申告を行う。この作業を行うに際し、自治体政府が技術指導を必要とする場合は、戦略的開発・大衆参加次官室や県庁の指導を仰ぐことができる。持続開発・企画省は、戦略的開発・大衆参加次官室が作成した区画化と査定価格の規範を、毎年12月20日までに大蔵省に送付し、大蔵省は、その規範を翌年の1月15日までに最高決裁令で批准した上で、各自治体政府に知らせる。若し、規範が持続開発・企画省から送付されてこない場合、大蔵省は、独自に作成した規範を1月15日までに発布する。
- ③ 自治体政府は、課税の公正と均等性を保証するために、発布されている法規類を遵守しつつ、不動産所有税、自動車所有税、及び自動車名義変更税を適切に徴収、管理、監督するための基準や手順を定めなければならない。
- ④ 尚、農民の小規模又は零細な農地や牧場、農村共同体の共有地、先住民族共有地は、農村不動産税を免れている。

Ⅲ-2-5-6 自治体政府の予算と公共投資

自治体政府は、大蔵省が発布した予算システム基準に従って予算案を作成した上で中央政府に提出すると共に、国会で承認された予算を実施しなければならない。更に、自治体政府の会計は、政府統一経理システムの基準に従って運営されなければならない。大蔵省は、自治体政府に割り当てられている共同参加配分金が正しく使用されていることを確認するために、自治体政府の予算と年度業務計画書の実施状態を、その都度評価して行く。自治体政府が予算や年度業務計画書を実施するに際して、技術指導や協力を必要とする場合、戦略的開発・大衆参加次官室は、該当する自治体政府の予算や年度業務計画書の実施状況に関する資料や報告を大蔵省に要請し、内容を検討した上で、自治体政府に技術指導や協力をを行う。戦略的開発・大衆参加次官室が自治体政府の問題を確認し、尚且つ補足的な情報を必要とする場合は、必要情報の提供を要求した上で問題の解決を指導し、自治体政府が大衆参加の目的を達成するように努力する。

予算面に於ける公共投資とは、公共資本財の備蓄、増加又は更新を行うための投資と理解される。同じく、下請工事契約システムで投資計画が行われる場合の資材、

消費材、資産購入や資産償却などに関する支出も投資と理解される。国内外からの公共債務や融資に対する元本償却や利子の支払いは、それらの債務や融資が投資計画の名目で発生している場合については、共同参加配分金の投資名目資金 85%分を使用して、債務や融資を返済することができる。人的資源を訓練するための計画やプログラムに関する出費も、投資として計上することができる。公共投資に関する全国的な記録を中央政府が維持できるように、自治体政府は、管下の公共投資計画とその実施状況に関する報告書を、公共投資システム基準に従って、定期的に中央政府に送付しなければならない。

Ⅲ-2-6. 公共部門と大衆参加

Ⅲ-2-6-1. 行政権（中央政府／県庁）

中央政府は、自治体政府の企画、管理、運営などの能力を強化する方法を規定する。各県の県知事、郡長や行政代理官は、管轄域内の大衆参加プロセスの促進を、夫々の権限範囲に於いて支援すると共に、地域基礎組織がその権利や義務を遂行できるように調整し、支援する。

ポリヴィア国軍は、憲法に定める『国の総合的な開発に協力する』任務を果たすために、軍部組織法に従って、大衆参加プロセスの促進に協力する。

大衆参加法の目的を達成するための一つの手段として、各県に Corporaciones Regionales de Desarrollo（地方開発公社）が設立されていた。同公社は、その後、行政地方分権化法第1654号で解散され、その設備、組織、役割、資金などは県庁に吸収されたが、解散されるまでは、Ⅱ-2-1項“県庁の資金源”に述べた各県の地方還元税収と県補償基金を管理して、下記の役割を果たしていたが、現在、これらの業務は、県庁とその管下の技術業務局が担当している。

- a) 県内の自治体政府と持続開発・企画省（元持続開発・環境省）の間で調整しつつ行う地方規模、準地方規模又は微地方規模の開発案件の企画。
- b) 県内の自治体政府や自治体政府連合体が参加した社会部門、環境部門、基本衛生部門や道路部門などの基本構造物の整備に関する投資。
- c) 自治体政府の行政能力と管理能力の強化。

県庁の資金源である県補償基金の配分方法に関する概要を、以下に述べる。

- ① 石油・天然ガス資源、鉱物資源や林業資源の開発による全県(9県)の各年度の還元税収予算と、各県の各年度の還元税収予算を算出する。 鉱物資源に関する還元税には、法令第1534号“鉱山還元税法”が適用される。
- ② II-2-5-2項“税収の共同参加配分金”に既述した人口統計にもとづき、還元税の名目で各県に割り当てる収入予算額を、各県の人口で割り、県民1人当たりの還元税収を算定する。 次に、9県全体の還元税収の予算額を、全国民数で割り、国民1人当たりの還元税収を算定する。
- ③ 国民1人当たりの還元税収と各県の県民1人当たりの還元税収の差額を定め、県民1人当たりの還元税収が、国民1人当たりの還元税収よりも少ない県には、その差額に県民数を掛けた金額を国庫が毎月支払う。 これが、いわゆる県補償基金である。
- ④ 国庫は、県補償基金を前月の還元税実質収入にもとづいて、該当する県に毎月支払う。 このために、全ての県は、前月に受領した還元税収の勘定書を、毎月15日までに大蔵省に報告しなければならない。 大蔵省は、年度末に、その年の還元税実質収入額に確認し、県補償基金の負担名目で年度内に支払わなければならない総額と、年度内各月に支払った金額の合計との差額を算定し、支払い不足分又は支払い超過分を定め、各県に対する支払額の精算を行う。
- ⑤ 大蔵省の予算・会計次官は、各県庁が県補償基金を用いて行う投資や財政の目標が、夫々達成されていることを確認しなければならない。

Ⅲ-2-6-2 基金などの実務機関

特に、社会投資基金(FIS)、地方開発基金(FNDR)、農民開発基金(FDC)及びその他の実務機関は、自治体政府、県庁や非政府機関などを通じて行う投資案件や業務の受益対象社会層の中に、地域基礎組織を優先的に組み入れなければならない。 これらの基金が自治体政府のプロジェクトに資金を調達する場合は、県庁の参加も含めて、関係機関の間で技術的及び経済的な負担方法や実地方法が取り決められるが、自治体政府の負担能力や実施能力を常に優先的に考慮しつつ、取り決めることになっている。

Ⅲ-2-6-3 県庁／各基金と自治体政府

各県庁と社会投資基金、地方開発基金及び農民開発基金は、自治体政府に協調的な投資を行うことになっているが、その条件として、自治体政府は、独自の特定計画に現地分担金を負担している他に、独自の資金と大衆参加資金を用いて、下記の分野に、少なくとも下記の比率の投資計画予算を組んでいなければならない。各県庁と各基金は、この条件を満たす自治体政府にしか、協調的な投資は行わない。

① 生産開発への支援：

(自治体政府は、全予算の少なくとも 25%を投資する)

- * 基盤構造物： 準幹線道路や農村道の建設と維持管理、農村電化計画、電気通信。
- * 工業、観光及び食糧計画を開発するための支援： 研究調査、生産の組織化、流通販売、技術指導、訓練、融資導入、定期市場の建設と組織化。

② 人的資源開発への支援：

(自治体政府は、全予算の少なくとも 30%を投資する)

- * 物理的又は文化的に消滅する危険を持つ、非常に脆弱な先住民部落や農村を支援する計画。
- * 保健施設と教育施設の維持管理又は新設。
- * 灌漑・小規模灌漑設備。
- * サービス業務提供の管理： 人件費、消費材、食料、薬品、消耗品、機材など。
- * 栄養補給プログラム： 学校給食など。

添付資料：県別地方自治体リストと人口

DEPARTAMENTO DE LA PAZ (ラパス県)

郡名	郡都(行政区主要地)	人口
MURILLO(ムリリョ)	県都行政区 LA PAZ (県都)	715,900
	第1行政区 PALCA	12,360
	第2行政区 MECAPACA (HUARICANA)	9,566
	第3行政区 ACHOCALLA	13,105
	第4行政区 EL ALTO	405,492
OMASUYOS(オマスヨス)	第1行政区 ACHACACHI	60,050
	第2行政区 ANCORAIMES	13,653
PACAJES(パカーヘス)	第1行政区 CORO CORO	10,490
	第2行政区 CAQUIAVIRI	10,207
	第3行政区 CALACOTO	7,330
	第4行政区 COMANCHE	4,196
	第5行政区 CHARANA	2,473
	第6行政区 WALDO BALLIVIAN	1,336
	第7行政区 NAZACARA DE PACAJES	135
	第8行政区 SANTIAGO DE CALLAPA	7,184
CAMACHO(カマーチョ)	第1行政区 PUERTO ACOSTA	26,965
	第2行政区 MOCO MOCO	13,694
	第3行政区 CARABUCO	12,828
MUNECAS(ムニェカス)	第1行政区 CHUMA	8,605
	第2行政区 AYATA	5,140
	第3行政区 AUCAPATA	4,075
LARECAJA(ラレカーハ)	第1行政区 SORATA	16,073
	第2行政区 GUANAY	27,319
	第3行政区 TACACOMA	6,881
	第4行政区 QUIABAYA	2,212
	第5行政区 COMBAYA	2,569
	第6行政区 TIPUANI	13,708
FRANZ TAMAYO(フランス・タマーヨ)	第1行政区 APOLO	12,877
	第2行政区 PELECHUCO	4,742

- 4 -

(Departamento de La paz:ラパス県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
INGAVI(インガービ)	第1行政区	VIACHA	54,761
	第2行政区	GUAQUI	5,810
	第3行政区	TIAWANACU	13,151
	第4行政区	DESAGUADERO	4,337
LOAYZA(ロアイサ)	第1行政区	LURIBAY	9,144
	第2行政区	SAPAHUQUI	8,318
	第3行政区	YACO	6,420
	第4行政区	MALLA	2,274
	第5行政区	CAIROMA	9,653
INQUISIVI(インキソービ)	第1行政区	INQUISIVI	15,195
	第2行政区	QUIME	7,395
	第3行政区	CAJUATA	8,681
	第4行政区	COLQUIRI	17,052
	第5行政区	ICHOCA	6,685
	第6行政区	LICOMA PAMPA	2,337
SUD YUNGAS(南ユンガス)	第1行政区	CHULUMANI	11,101
	第2行政区	IRUPANA	11,929
	第3行政区	YANACACHI	4,059
	第4行政区	BALOS BLANCOS	12,643
	第5行政区	LA ASUNTA	12,198
LOS ANDES(ロス・アンデス)	第1行政区	PUCARANI	22,799
	第2行政区	LAJA	14,653
	第3行政区	BATALLAS	17,147
	第4行政区	PUERTO PEREZ	7,586
AROMA(アローマ)	第1行政区	SICA SICA (VILLA AROMA)	19,582
	第2行政区	UMALA	6,605
	第3行政区	AYO AYO	6,407
	第4行政区	CALAMARCA	9,716
	第5行政区	PATACAMAYA	15,546
	第6行政区	COLQUENCHA	5,850
	第7行政区	COLLANA	2,024
CARANAVI(カラナビ)	第1行政区	CARANAVI	43,093

- 装 -

(Departamento de La Paz:ラパス県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
NOR YUNGAS(北ユンガス)	第1行政区	COROICO	10,157
	第2行政区	CORIPATA	10,276
ITURRALDE(イトゥラルデ)	第1行政区	IXIAMAS	3,618
	第2行政区	SAN BUENAVENTURA	4,608
BAUTISTA SAAVEDRA (バウティスタ・サベードゥラ)	第1行政区	GRAL. J. TORRES(CHARAZANI)	8,406
	第2行政区	CURVA	1,589
MANCO KAPAC(マンコ・カパック)	第1行政区	COPACABANA	13,573
	第2行政区	SAN PEDRO DE TIQUINA	5,490
	第3行政区	TITO YUPANQUI	1,491
GUALBERTO VILLAROEL (グアルベルト・ビリャロエル)	第1行政区	SAN PEDRO DE CURAHUARA	5,447
	第2行政区	PAPEL PAMPA	5,039
	第3行政区	CHACARILLA	1,199
GRAL. J. M. PANDO (ハネラル・フアン・マヌエル・パンド)	第1行政区	SANTIAGO DE MACHACA	3,735
	第2行政区	CATACORA	842
合計 20 郡	75行政区		1,900,849

DEPARTAMENTO DE SANTA CRUZ (サンタクルス県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
ANDRES IBANEZ(アンドレス・イバーニェス)	県都行政区	SANTA CRUZ (県都)	709,584
	第1行政区	COTOCA	21,252
	第2行政区	AYACUCHO (PORONGO)	8,272
	第3行政区	LA GUARDIA	21,988
	第4行政区	EL TORNO	23,582
WARNES (ワルネス)	第1行政区	WARNES	38,285
	第2行政区	OKINAWA-II **	
VELASCO (ベラスコ)	第1行政区	SAN IGNACIO	31,594
	第2行政区	SAN MIGUEL	8,429
	第3行政区	SAN RAFAEL	2,906
FLORIDA (フロリダ)	第1行政区	SAMAIPATA	9,142
	第2行政区	PAMPA GRANDE	5,660
	第3行政区	MAIRANA	6,441
	第4行政区	QUIRUCILLAS	1,507

-続-

(Departamento de Santa Cruz:サンタクルス県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
	行政区	郡都	
ICHILO (イチロ)	第1行政区	BUENA VISTA	10,784
	第2行政区	SAN CARLOS	18,347
	第3行政区	YAPACANI(VILLA G. BUSH)	20,353
CHIQUITOS (チキートス)	第1行政区	SAN JOSE	14,318
	第2行政区	PAILON	12,955
	第3行政区	ROBORE	15,246
SARA (サーラ)	第1行政区	PORTACHUELO	20,359
	第2行政区	SANTA ROSA DE SARA	9,248
CORDILLERA (コルディリエーラ)	第1行政区	LAGUNILLAS	4,250
	第2行政区	CHARAGUA	18,769
	第3行政区	CABEZAS	16,808
	第4行政区	CUEVO	3,135
	第5行政区	GUTIERREZ	9,833
	第6行政区	CAMIRI	32,092
	第7行政区	BOYUIBE	3,741
VALLEGRANDE (バレーグランデ)	第1行政区	VALLEGRANDE	16,621
	第2行政区	TRIGAL	1,843
	第3行政区	MOROMORO	3,863
	第4行政区	POSTRER VALLE	1,846
	第5行政区	PUCARA	2,571
OBISPO SANTIESTEBAN (オビスポ・サンティエステーバン)	第1行政区	MONTERO	58,569
	第2行政区	GENERAL SAAVEDRA	11,639
	第3行政区	MINEROS	34,452
NUFLO CHAVEZ (ニューフロ・チャベス)	第1行政区	CONCEPCION	14,277
	第2行政区	SAN JAVIER	10,434
	第3行政区	SAN ANTONIO DE ROMERIO **	
		SAN RAMON **	
第4行政区	SAN JULIAN	36,297	
ANGEL SANDOVAL (アンヘル・サンドバル)	第1行政区	SAN MATIAS	10,695
GUARAYOS (グアラヨス)	第1行政区	ASUNCION DE GUARAYOS	11,137
	第2行政区	URUBICHA	4,731
	第3行政区	EL PUENTE	5,034

- 装 -

(Departamento de Santa Cruz: サンタクルス県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
MANUEL M. CABALLERO (マヌエル・M・カバリェーロ)	第1行政区	COMARAPA	11,846
	第2行政区	SAIPINA	4,228
GERMAN BUSH (ヘルマン・ブッシュ)	第1行政区	PUERTO SUAREZ	17,494
	第2行政区	PUERTO QUIJARRO	7,932
合計 15 郡	50行政区		1,364,389

DEPARTAMENTO DE COCHABAMBA (コチャバンバ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
CERCADO (セルカード)	県部行政区	COCHABAMBA (県部)	414,307
CAMPERO (カンペーロ)	第1行政区	AIQUILE	20,795
	第2行政区	PASORAPA	4,612
	第3行政区	OMEREQUE	4,951
AYOPAYA (アヨパヤ)	第1行政区	INDEPENDENCIA	28,548
	第2行政区	MOROCHATA	26,049
ESTEBAN ARCE (エステバン・アルセ)	第1行政区	TARATA	8,406
	第2行政区	ANZALDO	9,807
	第3行政区	ARBIETO	7,816
	第4行政区	SACABAMBA	3,688
ARANI (アラニ)	第1行政区	ARANI	13,159
	第2行政区	VACAS	10,172
ARQUE (アルケ)	第1行政区	ARQUE	8,978
	第2行政区	TACOPAYA	9,271
CAPINOTA (カピノタ)	第1行政区	CAPINOTA	15,721
	第2行政区	SANTIVANEZ	6,332
	第3行政区	SICAYA	2,391
GERMAN JORDAN (ヘルマン・ホルダン)	第1行政区	CLIZA	17,509
	第2行政区	TOKO	6,380
	第3行政区	TOLATA	5,287
CHAPARE (チャパレ)	第1行政区	SACABA	68,127
	第2行政区	COLOMI	15,489
	第3行政区	VILLA TUNARI	48,111
TAPACARI (タパカリー)	第1行政区	TAPACARI	19,202

- 抜く -

(Departamento de Cochabamba: コチャパンバ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
QUILLACOLLO (キリャコロヨ)	第1行政区	QUILLACOLLO	69,027
	第2行政区	SIPE SIPE	19,132
	第3行政区	TIQUIPAYA	13,371
	第4行政区	VINTO	21,448
	第5行政区	COLCAPIRHUA	22,219
CARRASCO (カラスコ)	第1行政区	TOTORA	13,995
	第2行政区	POJO	17,828
	第3行政区	POCOMA	12,799
	第4行政区	CHIMORE	8,555
	第5行政区	PUERTO VILLARROEL	24,637
MIZQUE (ミスケ)	第1行政区	MIZQUE	20,176
	第2行政区	VILA VILA	4,170
	第3行政区	ALALAY	3,613
PUNATA (プナータ)	第1行政区	PUNATA	27,154
	第2行政区	VILLA RIVERO	5,949
	第3行政区	SAN BENITO(V. J. Q. WENDOZA)	12,156
	第4行政区	TACACHI	422
	第5行政区	CUCHUMUELA(V. G. VILLARROEL)	1,952
BOLIVAR (ボリバル)	第1行政区	BOLIVAR	7,081
TIRAQUE (ティラーケ)	第1行政区	TIRAQUE	31,315
合計 16 郡	44行政区		1,112,107

DEPARTAMENTO DE ORURO (オルーロ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
CERCADO (セルカード)	県都行政区	ORURO	196,025
	第1行政区	CARACOLLO	14,849
	第2行政区	EL CHORO	2,881
ABAROA (アバロア)	第1行政区	CHALLAPATA	20,882
	第2行政区	SANTUARIO DE QUILLACAS	2,265
POOPO (ポポ)	第1行政区	VILLA POOPO	5,886
	第2行政区	PAZNA	8,068
	第3行政区	ANTEQUERA (BOLIVAR)	3,483

- 抜く -

(Departamento de Oruro:オルロ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
CARANGAS (カランガス)	第1行政区	CORQUE	6,184
	第2行政区	CHOQUECOTA	1,746
SAJAMA (サハーマ)	第1行政区	CURAHUARA DE CARANGAS	4,092
	第2行政区	TURCO	3,799
LITORAL (リトラール)	第1行政区	HUACHACALLA	983
	第2行政区	ESCARA	446
	第3行政区	CRUZ DE MACHACAMARCA	190
	第4行政区	MACAYA	92
	第5行政区	ESMERALDA	376
PANTALEON DALENCE (パンタレオン・ダレンセ)	第1行政区	VILLA HUANUNI	19,674
	第2行政区	MACHACAMARCA	5,218
LADISLAO CABRERA (ラディスラオ・カブレーラ)	第1行政区	SALINAS DE GARCI MENDOZA	5,761
	第2行政区	PAMPA AULLAGAS	1,602
ATAHUALPA (アタワールパ)	第1行政区	SABAYA	2,074
	第2行政区	COIPASA	406
	第3行政区	CHIPAYA	1,087
SAUCARI (サウカーリ)	第1行政区	TOLEDO	5,569
TOMAS BARRON (トマス・バロン)	第1行政区	EUCALIPTUS	5,045
SUD CARANGAS (南カランガス)	第1行政区	ANDAMARCA	3,005
	第2行政区	BELEN DE ANDAMARCA	1,023
SAN PEDRO DE TOTORA (サン・ペドゥロ・デ・トトラ)	第1行政区	TOTORA	4,040
S. PAGADOR (セバステアン・バガドール)	第1行政区	SANTIAGO DE HUARI	7,712
MEJILLONES (メヒリョーネス)	第1行政区	LA RIVERA	221
	第2行政区	TODOS SANTOS	366
	第3行政区	CARANGAS	164
NOR CARANGAS (北カランガス)	第1行政区	SANTIAGO DE HUAYLLAMARCA	4,900
合計 16 郡	34行政区		340,114

DEPARTAMENTO DE POTOSI (ポトシー県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
TOMAS FRIAS (トマス・フリーアス)	県部行政区	POTOSI (県部)	123,381

- 抜く -

(Departamento de Potosi:ポトシ県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
TOMAS FRIAS (トマス・フリーアス)	第1行政区	TINQUIPAYA	14,569
	第2行政区	YOCALLA	7,640
	第3行政区	BELEN DE URMIRI	1,521
RAFAEL BUSTILLO (ラファエル・ブスティーリョ)	第1行政区	UNCIA	24,754
	第2行政区	CHAYANTA	12,922
	第3行政区	LLALLAGUA	39,890
CORNELIO SAAVEDRA (コルネリオ・サベドゥーラ)	第1行政区	BETANZOS	31,862
	第2行政区	CHAQUI	9,070
	第3行政区	TOCOBAMBA	11,727
CHAYANTA (チャヤンタ)	第1行政区	COLQUECHACA	26,650
	第2行政区	RAVELO	18,130
	第3行政区	POCOATA	16,993
	第4行政区	OCURI	14,355
CHARCAS (チャルカス)	第1行政区	SAN PEDRO	22,005
	第2行政区	TORO TORO	9,228
NOR CHICHAS (北チーチャス)	第1行政区	COTAGAITA	24,494
	第2行政区	VITICHI	13,756
ALONZO DE IBANEZ (アロンソ・デ・イバーニェス)	第1行政区	SACACA	15,285
	第2行政区	CARIPUYO	8,227
SUD CHICHAS (南チーチャス)	第1行政区	TUPIZA	40,092
	第2行政区	ATOCHA	12,216
NOR LIPEZ (北リーペズ)	第1行政区	COLCHA "K" (VILLA MARTIN)	7,733
	第2行政区	SAN PEDRO DE QUEMES	587
SUD LIPEZ (南リーペズ)	第1行政区	SAN PABLO DE LIPEZ	2,412
	第2行政区	MOJINETE	637
	第3行政区	SAN ANTONIO DE ESMORUCO	1,109
JOSE MARIA LINARES (ホセ・マリア・リナーレス)	第1行政区	PUNA (VILLA TALAVERA)	42,660
	第2行政区	CAIZA "D"	9,875
ANTONIO QUIJARRO (アントニオ・キハロ)	第1行政区	UYUNI	19,648
	第2行政区	TOMAVE	11,999
	第3行政区	PORCO	5,737
MODESTO OMISTE (モデスト・オミステ)	第1行政区	VILLAZON	31,737

- 続 -

(Departamento de Potosi:ポトシ県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
GRAL. BILBAO (ヘネラル・ビルバオ)	第1行政区	ARAMPAMPA	4,228
	第2行政区	ACASIO	5,817
DANIEL CAMPOS (ダニエル・カンボス)	第1行政区	LLICA	3,133
	第2行政区	TAHUA	1,497
ENRIQUE VALDIVIESO (エンリーケ・バルディビエソ)	第1行政区	SAN AGUSTIN	1,313
	合計 16 郡	38行政区	648,889

DEPARTAMENTO DE CHUQUISACA (チュキサカ県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
OROPEZA (オロペーザ)	首都行政区	SUCRE (首都)	153,153
	第1行政区	YOTALA	9,476
	第2行政区	POROMA	13,659
AZURDUY (アズルドゥイ)	第1行政区	VILLA AZURDUY	10,818
	第2行政区	TARVITA	12,674
ZUDANEZ (ズダニェス)	第1行政区	VILLA ZUDANEZ (TACOPAYA)	7,150
	第2行政区	PRESTO	7,874
	第3行政区	VILLA MOJOCOYA	7,890
	第4行政区	VILLA RICARDO MUJIA(ICLA)	8,068
TOMINA (トミーナ)	第1行政区	PADILLA	13,086
	第2行政区	VILLA TOMINA	7,551
	第3行政区	SOPACHUY	6,121
	第4行政区	ALCALA	3,660
	第5行政区	EL VILLAR	5,025
HERNANDO SILES (エルナンド・シレス)	第1行政区	VILLA MONTEAGUDO	25,240
	第2行政区	SAN PABLO DE HUACARETA	10,015
YAMPARAEZ (ヤンパラエス)	第1行政区	TARABUCO	19,607
	第2行政区	YAMPARAEZ	11,656
NOR CINTI (北シンティ)	第1行政区	CAMARGO	13,749
	第2行政区	SAN LUCAS	31,808
	第3行政区	INCAHUASI	20,309
BELISARIO BOETO (ベリサリオ・ボエト)	第1行政区	VILLA SERRANO	12,617

- 歳 -

(Departamento de Chuquisaca: チュキサカ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
SUD CINTI (南シソティ)	第1行政区	VILLA ABECIA	3,160
	第2行政区	CULPINA	18,793
	第3行政区	LAS CARRERAS	3,336
LUIS CALVO (ルイス・カルボ)	第1行政区	V. VACA GUZMAN (MUYUPAMPA)	9,611
	第2行政区	VILLA DE HUACAYA	1,986
	第3行政区	MACHARETI	5,654
合計 10 郡	28行政区		453,746

DEPARTAMENTO DE TARIJA (タリーハ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
CERCADO (セルカド)	第1行政区	TARIJA (県部)	108,241
ARCE (アルセ)	第1行政区	PADCAYA	13,616
	第2行政区	BERMEJO	31,097
GRAN CHACO (グラン・チャコ)	第1行政区	YACUIBA	45,892
	第2行政区	CARAPARI	7,816
	第3行政区	VILLAMONTES	20,904
AVILEZ (アビレス)	第1行政区	URIONDO	9,596
	第2行政区	YUNCHARA	6,614
MENDEZ (メンデス)	第1行政区	SAN LORENZO	18,568
	第2行政区	EL PUENTE	11,300
O'CONNOR (オCONNOR)	第1行政区	ENTRE RIOS	17,763
合計 6 郡	11行政区		291,407

DEPARTAMENTO DEL BENI (ベニ県)

郡名	郡部(行政区主要地)		人口
CERCADO (セルカド)	県都行政区	TRINIDAD (県部)	60,953
	第1行政区	SAN JAVIER	2,175
VACA DIEZ (バカ・ディエス)	第1行政区	RIBERALTA	52,378
	第2行政区	GUAYARAMERIN	32,273
YACUMA (ヤクマ)	第1行政区	SANTA ANA	21,101
	第2行政区	EXALTACION	3,967
MOXOS (モーホス)	第1行政区	SAN IGNACIO	17,602

- 抜く -

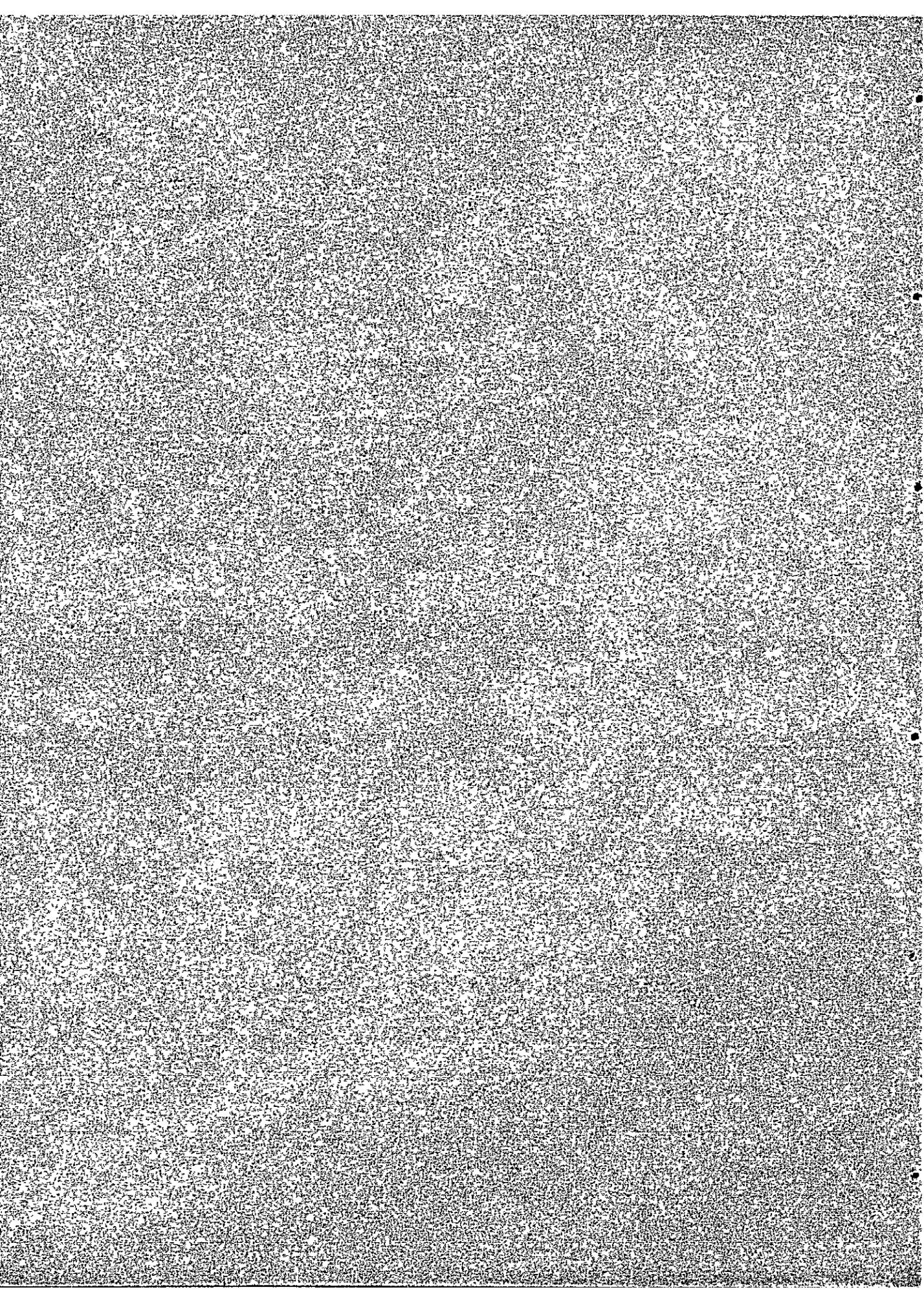
(Departamento del Beni:ベニ県)

郡名	郡都(行政主要地)		人口
JOSE BALLIVIAN (ホセ・バリビアン)	第1行政区	REYES	6,892
	第2行政区	SAN BORJA	24,251
	第3行政区	SANTA ROSA	7,212
	第4行政区	RURRENABAQUE	9,065
MARBAN (マルバン)	第1行政区	LORETO	3,679
	第2行政区	SAN ANDRES	8,271
MAMORE (マモレー)	第1行政区	SAN JOAQUIN	4,233
	第2行政区	SAN RAMON	4,803
	第3行政区	PUERTO SILES	1,019
ITENEZ (イテネス)	第1行政区	MAGDALENA	7,812
	第2行政区	BAURES	5,133
	第3行政区	HUACARAJE	3,355
合計 8 郡	19行政区		276,174

DEPARTAMENTO DE PANDO (パンド県)

郡名	郡都(行政区主要地)		人口
NICOLAS SUAREZ (ニコラス・スアレス)	県都行政区	COBIJA (県都)	11,375
	第1行政区	PORVENIR	3,109
	第2行政区	BOLPEBRA	1,129
	第3行政区	BELLA FLOR	2,834
MANURIPÍ (マヌリーピ)	第1行政区	PUERTO RICO	3,640
	第2行政区	SAN PEDRO	1,347
	第3行政区	FILADELFIA	2,373
MADRE DE DIOS (マドレ・デ・ディオス)	第1行政区	PUERTO G. MORENO	2,837
	第2行政区	SAN LORENZO	3,067
	第3行政区	SENA	2,193
ABUNA (アブナー)	第1行政区	SANTA ROSA DE ABUNA	1,575
	第2行政区	INGAVI	1,077
GRAL. F. ROMAN (ヘネラル・F・ロマン)	第1行政区	NUEVA ESPERANZA	472
	第2行政区	VILLA NUEVA	809
	第3行政区	SANTOS MERCADO	235
合計 5 郡	15行政区		38,072

管理システム



第3部：管理システム

国の公共資金の管理や監督を行うシステムを制定すると共に、そのシステムと企画システムや公共投資システムの関係制度化する手段として、Ley de Administracion y Control Gubernamental No. 1178（政府管理監督法第1178号）が、1990年7月に発布された。本章では、この法令の主なシステムについて、その内容や夫々の相互関係を述べて行く。

I Sistema de Administracion y Control Gubernamental（管理監督システム）

政府管理監督法に定める Sistema de Administracion y Control Gubernamental (SAYCO：政府管理監督システム、以後、管理監督システムと称する)は、下記の目的を持っている。

- ① 公共部門の政策、計画、プログラムやサービス業務を適時に調整して実施するために、公共資金の効果的な取得や使用に関する計画、組織化、実施や監督を行う。
- ② 公共部門の財政状態やその報告の妥当性を確保して、有用で信頼性の置ける情報を適時に備える。
- ③ 全ての公務員又は公共使用人（以後、公務員に纏める）が、職級に差別なく、任された公共資金の使用目的、方法や成果について、精算や報告を行うと共に、各自の行為について、全面的な責任を負うようにする。
- ④ 国家資金の不適切な使用や運用を阻止する、又は不適切な運用を確認し、実証する管理能力を開発する

管理監督システムは、下記のシステムを関連させて、規制している。

1. 活動を計画し組織するためのシステム：
 - * Programacion de Operaciones（業務計画システム）
 - * Organizacion Administrativa（行政組織システム）
 - * Presupuesto（予算システム）
2. 計画された活動を実施するためのシステム：
 - * Administracion de personal（人事管理システム）

- * Administracion de Bienes y Servicios (資産・サービス管理システム)
- * Tesoreria y Credito Publico (国庫・公共債務システム)
- * Contabilidad Integrada (統一経理システム)

3. 公共部門の運営を監督するためのシステム :

- * 事後内部監査と事後外部監査で構成された Control Gubernamental (政府監督システム)

管理監督システムは、公共部門の全機関、即ち、共和国大統領府、副大統領府、各省、会計検査院、選挙委員会、中央銀行、銀行保険監督局、国营金融機関、軍隊と国家警察、県庁、自治体政府、大学、中央政府・県庁・自治体政府が夫々所轄する機関、組織や企業、及び資産の半分以上を国が保有する全ての法人に適用される。更に、立法権と司法権は、3権の分立と相互の調整を行いつつ、各々の目的、計画や政策に従って、管理監督システムに定める基準と同等の基準を、夫々の部署に適用しなければならない。

上述した機関や組織には含まれてはいないが、投資のため又は業務運営のために、国から資金を受けている、補助金、奨励金、優遇措置又は免除措置の便益を被っている、又は現行の法規類とその規定に定める特例や特典にもとづいて、自由競争の対象にはならない公共サービスを提供している全ての法人は、その法人格が如何なるものであろうとも、公共資金の運用に関する用途、方法や結果を、所轄の公共機関に報告すると共に、適格な監査を受けた財務報告書を、所轄機関に提出しなければならない。

I-1 管理・監督システム

Sistema de Programacion de Operacion (業務計画システム) は、Sistema Nacional de Planificacion (国家企画システム、以後、企画システムと称する) から発生した政策や計画と一致させた機関の戦略的な目標や計画を、時間や空間に従って実施される特定の業務、起用される手順、使用される手段、必要な資金の導入などに導くものである。業務計画は、運營業務、先行投資や本格投資も含めた総合的な形で策定する。投資計画のプロセスは、Sistema Nacional de Inversion Publica (国家公共投資システム、以後、公共投資システムと称する) の基準に従った部門政策や地方政策と両立する形で、実施されなければならない。

Sistema de Organizacion Administrativa (行政組織システム) は、業務計画システムと調整しつつ、決定される。本システムは、下記に従って、機関の適合化、合併や解散を行い、行政組織の目的や権限の重複を避ける目的を持つ。

- ① 政策の導入や基準の発令、及び、これらの実施を監視する役割を政府の様々な分野やレベルの筆頭機関に集中した上で、政策の実施や管理監督システムの運営を分権化又は分離化する。
- ② 全ての公共機関は、活動の目的や性格に従った管理監督システムを、機関内部に組織する。

Sistema de Presupuesto (予算システム) は、政府政策の優先順位に従って、各会計年度の予算額とその資金源を予定すると共に、機関が適用する業務計画システムや行政組織システムの必要性に応じて、資金の割当てを予定する。本システムは、下記の一般的な基準に従う。

- a) 税金、社会保障その他の分担金、還元税、及び国庫から振り込まれる資金を備える政府機関は、支出総額を資金準備高、適格な条件で導入する融資、及び合法的に認められた支出予算の限度に合わせる。投資用資金を運営経費に振替えることはできない。
- b) 機関の収入が物資の販売やサービス提供のみに由来し、独自の資産を所有して自立運営を行う機関は、運営経費や投資用資金を調達するための自己負担金や負債サービス料を、独自の収入で賄うものとする。これらの機関の支出予算は、機関の運営業務や投資業務の規模を示すものである。
- c) 中央銀行、政府の金融計画や銀行監督局の監督に服する国営の金融機関の予算は、夫々の運営業務や非金融的な投資の規模を示すものである。
- d) 上記の b) と c) に述べる機関の支出予算は、予算範囲での修正、予算項目の変更や振替え、債務、準備資金、増資、純資産収入や他の義務負担金に対応した後の実質収入金に関する政策や基準、及び、機関の活動に関する政府の政策や基準に従って実施される。収入予算の余剰金や投資支出金を、運営経費に振り替えることはできない。

Sistema de Administracion de Personal(人事管理システム) は、公共業務の能率化を目指して、実際に必要なポストとそのポストに就くための条件やメカニズムを

定め、業務の評価や報酬に関する制度を導入して、公共使用人の適性や能力を開発すると共に、その退職や解雇に関する処理手順を定める。

Sistema de Administracion de Bienes y Servicios(資産・サービス管理システム)は、資産やサービス業務の契約備上、運営方法や処理手順を定める。このシステムは、下記の規定に従う。

- a) 必要資金を予め要求する、又は必要資金の調達条件を決める、契約プロセスの申請、開始や実施を夫々担当する部署の責任を区別する、手続きを簡素化する、及び供給される資産や物資の品質、供給時期や支払条件を含めた価格競争性にもとづいて、契約を決定する責任者を確定する。
- b) 資産やサービス業務を契約した機関は、それらを、業務計画システムの目的を達成するために使用すると共に、資産の監視、保護や維持管理を行う責任者を指名する。
- c) 資産を所有する機関の特定の必要性を考慮した上で、資産の適時の償却や売却に関するメカニズムを定める。 半官半民企業の株の売却、及び国営企業の譲渡（名義変更）又は清算（解散）は、事前に明確で包括的な法的許可を得た上で、売却、譲渡又は精算を行う業務を、その業務の前中後に適切に公表しつつ手配される。

Sistema de Tesoreria y Credito Publico (国庫・公共債務システム)は、公共部門の収入、資金調達や融資などの管理を行うと共に、支出予算を実施する際の約束事項や債務返済などを計画する。 下記の一般的な定めが適用される。

- a) 1年以上の期間で国内外から導入される公共債務の責任は、国庫の勘定、又は債務のサービス料を引受ける受益機関の勘定で、Sistema de Tesoreria Nacional (国庫システム)の筆頭機関が請け負う。
- b) 1年以内の期間の公共債務の責任は、国庫システムの筆頭機関が定める財務計画に従って、各機関が請け負う。
- c) 公共機関は、資金、有価証券や債務に関して国庫システムの最高当局者が定める政策や基準に、強制的に従わなければならない。

Sistema de Contabilidad Integrada(統一経理システム)は、適時で信頼性のある一つの共通的なシステムに、予算、金融、資産の取引きの目的や、通貨価格で示さ

れたデータ類を編入する目的を持つ。本システムは、当局者が、金融的及び非金融的なデータ類に基づいて、国と夫々の国家機関の展開を規制するための決断を下すために、下記を確保した重要で有効な情報を発生する。

- a) 各機関の経理システムは、適用に関する全体的な原則や基準を尊重しつつ、各機関の性格、管理や運営面での必要性に応じる。
- b) 統一経理システムは、国の行動に伴うコストを確認する必要がある場合は、そのコストと成果を確認する。

I-2 政府監督システム

Control Gubernamental（政府監督システム）は、公共資金の獲得や使用、国家業務の能率、公共資金や国家業務に関して発生する情報の信頼性、全ての行政官や公務員が業務の成果について適時に報告する手順、公共資金の不適な運用の回避、確認や実証などに関する管理能力を改善する目的を持つ。政府監督システムは、公共資金の管理や運用について適用され、下記で構成されている。

- a) 内部監査、各機関の組織計画、処理手順に関する規定や手引書を含めた事前・事後監査手段。
- b) 実施済の業務に関して適用される事後外部監査手段。

事前内部監査の処理手順は、機関の各部署が、活動や業務を開始する際、又は各部署の行為や活動が、何らかの損害や影響をもたらした際に、適用される。処理手順には、機関を規制する基準の履行度の確認と事実の裏付け、機関の目的や計画に関する履行度の適性や適時性の確認と、それを裏付ける事実などが含まれる。事前内部監査は、業務を実施する部署が行い、異なる部署又は外部の人間、機関、部署や内部監査員による事前監査の行為は、禁じられている。同じく、事前監査の活動を専門的又は集中的に指揮又は実施する特別な部署の設立も禁じられている。

事後内部監査は、下記の者が実施する。

- a) 上級責任者が直接管轄する業務や活動で達成した成果については、その上級責任者。
- b) 内部監査の部署。

内部監査は、①機関に導入されている管理システム、及び内部監査手段の効率や達成度を評価する、②財務記録書や財務状態の信頼度を評価する、③業務の能率や成果の分析活動を行う夫々の専門部署が、個別に、組合わされて、又は総合的に実施する。内部監査部署は、他の運営業務や活動には全く参加せず、機関の共同又は単独の最高当局者の管下であり、その活動計画は、完全に独立した形で策定され、実施される。機関の共同最高当局者とは、機関の最高決定権や最高指揮権を行使する複数のメンバーで構成された理事会や役員会を意味し、単独の最高当局者とは、理事会や役員会が存在しない場合、又は理事会や役員会の上又は下で、最高決定権や最高指揮権を行使する最高当局者（行政官）を意味する。

内部監査部署の全ての報告書は、作成され次第、その機関に対して監督権を持つ上級の機関や組織の最高当局者に送付されると共に、共和国会計検査院（以後、会計検査院と称する）にも送付される。

外部監査は、独立した不偏中立の形で行われ、①機関内部に於ける管理監督システムの効果を評価する、②業務や経理に関する記録の信頼性について、意見を述べる、③財務状態の妥当性について、鑑定を下す、④業務の能率や経済効果を評価するなどのために、各機関が実施した業務や活動を、何時でも調査することができる。事後外部監査は、前記の活動を個別に、組合わせて、又は総合的に実施することができ、監査対象機関と討議した結果、機関が受諾した外部監査勧告は、機関によって強制的に履行されなければならない。

I-3 管理監督システムと企画／公共投資システムとの関係

Sistema Nacional de Planificacion(企画システム)と Sistema Nacional de Inversion Publica(公共投資システム)は、政府管理監督法第1178号で規制する種々の管理監督システムを通じて、政府が行う戦略や政策の策定を規定するものである。

企画システムと公共投資システムは、業務計画、行政組織、予算、国庫、公共債務の一連のシステムを夫々運用して、国家予算、国庫財政や公共債務などを毎年策定する際に、これらシステムの単一性と統一性を確保しつつ、各機関の目的、戦略的計画、実施しなければならない公共投資案件や中長期計画、通貨政策、収入実績、及び準備可能資金の調達を両立化し統一するものである。

事後内部監査と事後外部監査は、監査業務の効果を図る他、特に、企画システムと公共投資システムに従って策定される政府の戦略や政策を念頭に置いた上で、各機関の毎年の業務成果を評価する。

I-4 各機関の役割や権限

各分野の筆頭機関は、政府管理監督法第1178号に述べる各種の管理監督システムに従わなければならない。筆頭機関の基本的な権限は、下記の通りである。

- a) 各システムの基準や規則を発する。
- b) システムの準基準や特別基準を作成し、それを漸次的に実施する条件や期限を定める。
- c) 類似の活動を行う機関や機関グループが、その性格に応じ且つ基準に従って作成する特定の規定を、各事例に応じて評価し両立化する。
- d) 分権化された特別なシステムの適切な運営を監視すると共に、それらのシステムから発生する情報を統一する。

企画システムの筆頭機関は、持続開発・企画省である。持続開発・企画省は、企画システムの基準や手順を定め、管理監督システムとの統合を監視すると共に、①公共機関が、企画システムで設定された社会経済開発政策や方針にもとづいて、各自の業務計画や予算計画を作成するように、社会経済政策や方針の中長期的な計画や枠組みを定める、②国の戦略的な目標、プログラムや公共投資計画と、公共機関の目標や計画の両立性を確保するなどの権限や責務を有する。

大蔵省は、公共投資、業務計画、行政組織、予算、人事管理、資産・サービス管理、国庫、公共債務、統一経理の一連のシステムの筆頭機関と財政当局である。これらのシステムは、政府の財政と公共債務の政策を展開する責任組織であり、経済政策の設計に参画する大蔵省の指揮と監督の下で実施される。

政府監督システムを指揮し監督する筆頭機関は、会計検査院である。会計検査院は、内部監査と外部監査に関する基準の発行、内部監査システムの能率の評価、外部監査の実施と監督、及び大蔵省の管下にある公共部門の経理システムの規範的な監視を行う。同じく、公共機関が、経理部門を内部的に監督するシステムを設立

するよう促すと共に、政府管理監督法第1178号に述べる各種の管理監督システムの運用について、公務員を訓練し専門化するプログラムを管理する。

中央銀行は、当国の唯一の通貨当局であると共に、資金の獲得や仲介に関する全てのシステムの筆頭機関であり、通貨準備高を運営する責任機関である。金融システムに関する法規類を基準化し規則化する他、行政権の担当機関に、通貨政策、銀行政策や金融政策について提案し合意すると共に、或る金融機関が通貨プログラムの規定限度を超えた場合は、その金融機関に対しては、国の融資や借金を拒むことができる。中央銀行と公共の非金融機関の取り引きは、国庫を通じて行われる。

中央銀行の理事会は、下記の方法で任命された中央銀行総裁と、5人の理事で編成されている。

- a) 中央銀行の総裁は、下院議会が提案する候補者リストの中から、大統領が任命する。任期は4年であるが、再任も可能である。中央銀行理事会の会長を務め、投票権と、投票結果が引分けの場合は、もう1票の決定投票権を持つ。
- b) 3人の理事は、大統領が指名し、上院議会によって批准又は却下される。任期は4年であるが、再任も可能である。
- c) 大蔵省と持続開発・企画省を代表する2人の理事が、両省から夫々任命される。これらの理事は、他の如何なる公職にも就くことはできない。
- d) 上述した総裁や理事のいずれかが、辞任又は失格した場合は、上述した方法で交替の理事を任命する。この理事は、残りの期間を終えるまで、任務を果たし、その後、4年間の再任も可能である。

銀行・保険監督局は、中央銀行も含めて、公共資金の獲得と金融仲介の業務を行う当国の全ての機関や組織を監督する筆頭機関であり、資金獲得や金融仲介などの活動の内部監査や外部監査を基準化すると共に、会計検査院の権限を妨げることなく、外部監査を行う又は監督し、金融資金の需要と供給の仲介業務を行う全ての公共機関、民間機関や半官半民機関、及び、金融システムの補足活動を行う自然人又は法人に対する法規類、技術基準や規則を定め、場合によっては、それら法規類、技術基準、及び規則の履行を要求する。従って、資金獲得や金融仲介のシステムの運営に関して、中央銀行が発令する基準や規則の有効性についても、意見を下さなければならない。場合によっては、中央銀行に、具体的な勧告を行わなければならない。

通貨政策や金融政策の理由より正当化される場合、銀行監督局は、ボリヴィア中央銀行と合意した上で、その管轄範囲に於いて、金融業務を行う他の有資格者、又は、既設又は今後設立される機関を、システムに編入することができる。

公共部門の各機関は、各部門の筆頭機関が発令する基準の範囲に於いて、政府管理監督法で規制する管理監督システム、企画システムや公共投資システムを運用するための、特定の内部規定を作成する。内部規定の責任者は、機関の最高当局者であり、そのために、下記が定められている。

- a) 或る上級機関が、その下級機関に行使する全ての監督権には、企画システム、投資システムや管理監督システムの機関内導入と運用を促進し監視する権限も含むものとする。公共投資業務を計画する場合の部門内の権限や下級機関に対する監督権には、夫々のプロジェクトを公共投資計画に予め編入し、計画されたプロジェクトを評価することも含まれる。
- b) 監督権には、会計検査院の権限を妨げることなく、事後外部監査を適用する権限と、業務量や資金準備量が少ないことより、内部監査部署を独自に備えることは適当ではない管下の下級機関の事後外部監査を、適時に行う義務が含まれる。
- c) 国家資金、有価証券や資産の徴収、受領、支払い又は保管を担当する公務員は、裏付け書類や文書を明示した経理システムにもとづいて、勘定を精算する義務がある。
- d) 政府監督システムに服従する機関は、事後外部監査を行うに当り、監査契約書や裏付け書類のコピーを、作成した日から5日以内に、会計検査院に送付しなければならない。
- e) 独自の資産を所有し、独立採算制で業務を行う機関は、各会計年度の終了日から3ヶ月以内に、勘定書と内部監査官の監査報告書を添付した財政報告書を、監督権を行使する上級機関と大蔵省会計局宛てに、夫々提出する義務がある。
- f) 機関が共同最高当局者によって運営されている場合、共同最高当局者と実務の最高指揮を担当する最高行政官は、内部監査部署の独立性を尊重する旨の保証を、会計検査院に提出する一方、内部監査部署は、作業の不偏中立性と業務の品質を、会計検査院に保証しなければならない。
- g) 公共機関の法務担当部署は、国家利益を防衛する義務を、効果的に履行させる責任を持つ部署である。担当している行政プロセス、支払い需要や法的行為

に関する状況を、政府管理監督法に定める各種の管理監督システムに従って、定期的に会計検査院に報告しなければならない。

I-5 公職者の責任と監査

全ての公務員は、任されている業務、義務や権限の行使より生じる結果を、保証しなければならない。このために、下記が定められている。

- a) 公務員の管理的、行政的、民法的及び刑法的な責任は、その行為や怠慢の結果を考慮しつつ、定められる。
- b) 全ての公務員が行う業務活動は、非合法であるとの実証がない限り、合法的なものと思なされる。
- c) Servidor Publico (公共使用人=公務員)なる用語は、報酬源が如何なる性格のものであろうとも、国家当局者に服従して公務を行う政府の高官、職員やその他の者を指す。
- d) 同義語として使われている Autoridad (当局者) と Ejecutivo (行政官) なる用語は、その職級や職務の性格より、所属する機関の主な責任者である公務員を意味している。

公務員の行為や怠慢が、司法・行政的な規則、及び公務員の公務姿勢を規制する基準に違反している場合の責任は、管理的責任である。この場合は、各機関の内部プロセスをもって、責任の度合いが定められるが、内部監査を必要とする場合は、その結果も勘案して定められる。所轄当局者は、過失の度合いに従って、月給の20% までの罰金、最高30日間の出勤停止、又は罷免などの懲罰を下す。

冒頭の項目 I に述べた目的③、即ち“全ての公務員が、職級に差別なく、任された公共資金の使用目的、方法や成果について精算や報告を行い、各自の行為について全面的な責任を負う”旨の義務を果たさない場合、前項 I-4の“機関の役割や権限”の末尾に示す内部規定の作成義務を果たさない、特に、d) 政府監督システムに服従する機関は、事後外部監査を行うに当り、監査契約書や裏付け書類のコピーを、作成した非から5日以内に、会計検査院に送付しなければならない、e) 独自の資産を所有し、独立採算制で業務を行う機関は、各会計年度の終了日から3ヶ月以内に、勘定書と内部監査官の監査報告書を添付した財政報告書を、監督権を行使する上級機関と大蔵省会計局に、夫々提出する義務がある、及び f) 機関が共同最高当

局者によって運営されている場合、共同最高当局者と実務の最高指揮を担当する最高行政官は、内部監査部署の独立性を尊重する旨の保証を、会計検査院に提出する一方、内部監査部署は、作業の不偏中立性と業務の品質を、会計検査院に保証しなければならないの諸条件を履行しない場合、又は、行政手続きの欠陥や怠慢により、現状では能率的、効果的及び経済的に妥当な成果を得ることができない場合などの最高当局者や行政官の責任は、行政的責任である。この場合、会計検査院は、機関の最高当局者の勤務停止や免職を勧告することができると共に、その事実を、国会の小委員会に報告しなければならない。

公務員、民間の自然人又は法人の行為や怠慢が、通貨に換算し得る損害を国に及ぼした場合の責任は、民法的責任である。この場合の責任は、下記にもとづいて決定される。

- a) 国の資産、サービスや資金の不適切な使用を許可した上級当局者、又は、不適切な使用が、各機関の内部に備えられた管理監督システム内部規定の欠陥でもたらされた場合の上級当局者は、民法的な連帯責任者をなす。
- b) 公務員ではない自然人や法人が、不適格に公共資金の恩恵を受ける、又は、国や国家機関が所有する資産に損害を及ぼした場合は、民法的責任を被る。
- c) 複数の者が、或る同じ行動や事実で国に損害を及ぼした場合は、連帯責任を取らなければならない。

或る公共機関が、他の公共機関や第三者に対して、損害賠償金を支払う判決を受けた場合、その公共機関は、判決の事由をなした行為や事実の責任当局者に対して、支払い請求の訴訟を行うことになる。

周囲の支配的な環境下に於いて、機関の業務リスクの範囲で、資産の保護や利益追求を求めた決定を下した場合、不可抗力の事態に対処するために、決定を余儀なくされた場合、又は、不可抗力の事態が、業務の最終結果に悪影響を及ぼした旨が証明された場合は、管理的、行政的又は民法的な責任はないものとする。公務員や一般個人の行為や怠慢が、刑法に定める犯罪行為の部類に該当する場合は、刑法的な責任が生じる。

監査官が調査を行った結果、公務員の行為や事実、民法的又は刑法的な責任の所在が確認された場合は、その旨を法務担当部署に報告する。法務担当部署は、

司法当局を通じて予防策を講じると共に、訴訟を要する場合は、訴訟準備対策を担当判事に直接申請するか、検察省に告発する。

勘定関係書類や契約関係書類が事後監査、内部監査や外部監査の対象になる公共機関の全ての公務員や元公務員、又は、国と契約関係を保つ全ての民間人は、監査に必要な情報を提供すると共に、書類を要求された場合は、そのコピーを提供する義務があるが、その提供は、商法第51条、第52条及び第53条に示す制限事項や機密事項を守らなければならない。元公務員が事後監査に必要な書類の提出を要求された場合、元公務員が所属していた機関の担当当局者は、元公務員に関係書類の閲覧を保証する。この規定に背く当局者や公務員は、刑法第154条、第160条及び第161条に定める懲罰の対象になる。

事前内部監査と事後内部監査は、或る抗議に終止符を打つべく行政行為を修正するために行うものではなく、行為を明らかに許可した当局者の責任、又は当局者に怠慢があった場合の責任を解明することにある。

公務に就く専門家や公務員は、署名した報告書や書類について、責任を取らなければならない。公共機関の弁護士が、法的に欠陥のある訴訟手続きを行う、又は訴訟手続きに関する形式上の問題が原因で、告訴の却下が宣告された場合は、弁護士の責任である。

或る機関が損害賠償の民事訴訟を行う場合、訴訟を担当する判事や法廷は、中央銀行が適用する通貨価格のパラメータを考慮しつつ、訴訟物件の価格維持を行い、損害賠償金が支払われる時点で、賠償額を現行化する。行政的訴訟は、如何る段階に於いても、訴訟費用や弁護士費用を係争中の相手側に負担させることはできず、これらの費用は、係争している双方の夫々の負担になる。

管理監督システムに定める法的行為や民法的責任の遂行は、その行為や責任をもたらした事実が発生した日、又は、訴訟行為の最後の日から10年間で時効になる。時効期限は、訴訟の内容次第では、民法に定める方法で中断される。本システムが効力を発する以前の行為や事実による訴訟の時効期限は、本システムの発効期日から勘定される。

I-6 共和国会計検査院

会計検査院は、管理監督システムに定める事後外部監査を専門的に担当する最高機関であり、外部監査の業務、技術や管理面を、他の国家機構から完全に独立させて、事後外部監査する。他の国家機構からの独立や不偏中立性を確保するために、会計検査院が、その業務計画にもとづいて作成する予算案は、何らの変更もなく、大蔵省が国家予算案に編入し、国会で審議される。大蔵省は、予算が承認されたならば、会計検査院が作成した業務計画に従って、資金を振り込んで行く。

会計検査院は、事後外部監査を行うために、下記の権限を有する。

- a) 外部の専門的な顧問員や監査会社を要する場合、又は、監査業務を行う専門的な人材に欠ける場合は、独立した有資格の専門会社や専門職業家のサービス業務を契約備上することができる、又は、該当する公共機関に作業範囲を明示した上で、監査業務の契約備上を命令することができる。
- b) 内部監査や外部監査の報告書は、監査を終え次第、規定に示す方法と書類を携えて、会計検査院に、直ちに送付するものとする。
- c) 会計検査院は、契約備上した専門会社、又は専門職業家と公共機関の責任を妨げることなく、これらが行う監査業務の目的、計画、作業や役割を知ることができる。
- d) 会計検査院は、管理監督システムの対象機関の業務成果や記録書を、何時でも監査することができる。
- e) 或る公共機関が、管理監督システムを漸次的に整備する期限や条件を履行しない場合、会計検査院長官は、該当機関の銀行口座の凍結と、国庫や他の金融機関からの資金振込みの停止を命令することができる。
- f) 公務員が、管理監督システムを履行しない場合、会計検査院長官は、職務上より、又は筆頭機関や監督権を行使する当局者からの根拠立った要請に基づき、且つ行政的、民法的又は刑法的な責任が伴う場合は、それを妨げることなく、前述した管理責任に該当する懲罰を課すよう、機関の最高当局者、又はその上級機関に勧告することができる。
- g) 会計検査院長官が、或る機関の行政的な責任を確認した場合、機関の共同最高当局者が、その問題に介入していない場合は、共同最高当局者か機関の監督権を行使する上級当局宛てに、機関の主な行政官（当局者）と、場合によっては、連帯責任者の勤務停止や免職を勧告すると共に、その事実を、国会の小委員会

に報告する。この処置は、民法的又は刑法的な責任が伴う場合は、その責任を妨げるものではない。

- h) 元公務員が、事後監査に必要な書類の提出を要求された場合、元公務員が所属していた公共機関の担当当局者は、元公務員に関係書類の閲覧を保証しなければならないが、若しこの規定が履行されない場合、刑法担当の検察官は、事前警告書のコピーを添付した会計検査院長官からの要請に従い、要請から24時間以内に、刑法とその処理手順法にもとづいて、強制執行令を発令する。

会計検査院長官は、義務を不履行した公務員に対して、公共機関が適時に進める訴訟行為を妨げることなく、職務上より、又は公共機関からの要請にもとづき、監査報告書に述べる責任問題を決裁することができる。この決裁は、下記の効力を持っている。

- a) 会計検査院長官の決裁と、それを裏付ける報告書その他の書類は、管理的、行政的、又は民法的な訴訟行為が取られる場合は、訴訟行為の予備証拠をなす。
- b) 責任問題に関する決裁が下されたならば、被疑者に、決裁事項を履行するよう通告し、該当の公共機関に、全ての経過書類1部を職務上より送付すると共に、場合によっては、確認された債務を10日以内に返済するよう、被疑者に要求し、返済されない場合は、訴訟を起こす旨を警告する。
- c) 該当する公共機関が、決裁の通知を受けた日から20日以内に、被疑者に対する管理的な処置や訴訟を起こさない場合、会計検査院長官、又は各県都で会計検査院長官を代表する代理人は、機関の行政官（当局者）と首席法律顧問を罷免するよう、関係者に指示すると共に、必要な場合は、彼等に対して、法的訴訟を起こす。後任の当局者は、前任者の罷免の事由を成したプロセスを進めて行く義務を持ち、前任者と同じ警告を受ける。

会計検査院は、国に経済的な損害を与えた行為に対する行政的訴訟、国家強制訴訟、民事訴訟や刑事訴訟を行う、又はそれを要求することができる。会計検査院の代表権は、会計検査院長官と、各県都で会計検査院長官を代理する者によって、行使されるが、会計検査院長官とその代理人は、その権限を他の当局者に委託することもできる。

会計検査院は、1-5項“公職者の責任と監査”に示す権限その他に関する細則令を発令するよう、行政権に提案する。

1-7 国家強制司法

公務員の行為、公共機関の行為、又は、民事的な行政契約を国と締結した民間の自然人や法人の行為に伴った全ての訴訟に関する国家強制司法が、司法権の業務の一部として、制定されている。行政契約とは、工事契約、物資、資産、サービス業務や、その他類似の業務に関する契約を意味する。

上記とは異なる民事的な問題、普通司法や税務司法の管轄である刑法、商法や納税法の問題、及び、公共管理の行為に関する問題ではあるが、法律により、他の司法関係が管轄する問題は、国家強制司法の範囲にはない。

国家強制司法は、権限委託不可能であると共に、所轄面では延長不可能であることより、行政当局者やその他の者が、国家強制司法を行使する行為や決済は、全面的に無効である。国家強制司法と他の司法関係や納税司法などの間に、管轄面で紛争が生じた場合は、種々の法律に従って解決される。

II Sistema Nacional de Planificacion (国家企画システム)

Sistema Nacional de Planificacion (SISPLAN: 国家企画システム、以後、企画システムと称する) は、国の開発政策の策定と公共資金の割当てを合理的に行う目的で、中央政府、県庁、自治体政府の各レベル、及び全ての公共機関、組織や公営企業が、夫々参画する機構と方法を定めるための政治、技術、行政的なプロセスの基準や手順であり、このプロセスは、各レベルの長期開発計画を導く長期的な視点の設定、この長期的な視点の目標を達成するための資金と業務を割当てる中長期計画の策定、及び、長期的な視点の設定と中長期的な計画を定めるための基準や手順の設定で構成されている。

長期的な視点の設定プロセスでは、開発に関する社会需要、開発潜在力、障害や制限事項などを確認した上で、開発目標、政策や計画を系統化しなければならない。中長期計画の策定プロセスは、長期的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な活動の設定と、経済的な資金や資源の算定を行って、その実現を目指すものであり、投入される手段に関する方針と、短期的に実施される計画や活動を定めなければならない。基準や手順の設定プロセスには、企画システムの筆頭機関で

ある持続開発・企画省が、中央政府、県庁、地方自治体の各レベルに対して、永続的又は一時的に発する規則が含まれる。同じく、経済資金その他の資源を割り当てる目的を持つ、Sistema Nacional de Inversion Publica（国家公共投資システム、以後、公共投資システムと称する）と、Sistema de Programacion de Operaciones（国家業務計画システム、以後、業務計画システムと称する）を適用するための Indice de Asignacion de Recursos（資金割当指数）の作成が含まれる。

資金割当指数は、Plan General de Desarrollo Social y Economica de la Republica（国家社会経済開発総合計画）の目的達成を目指した公共資金を配分するために、中央政府、県庁、地方自治体の各レベルに適用される指数であり、国家社会経済開発総合計画の優先案件に従って、持続的な開発目的を達成するための資金の配分比率を定めるものであり、中央政府、県庁、地方自治体の各レベルの企画プロセスの一つの手段を成している。この指数は、大蔵省や開発部門を担当する各省の参加を得て、継続的な見直しとフィードバックを行った上で、持続開発・企画省設定し、Consejo de Desarrollo Nacional（CODENA：国家開発委員会）の承認を得た上で、施行される。

II-1 システムの原則

企画システムは、統一性、補完性、社会参加性、平等性及び効率性の原則にもとづいて運用される。企画プロセスには統一性がなければならないが、そのためには、各関係部署は、①経済分野、社会分野、統治性と自然資源の合理的な利用、及び、これら各分野に関する一連の政策や活動、②中央政府、県庁、地方自治体の各レベルの部署が管轄する部門計画に於ける国土的、部門的及び環境的な事項、③開発計画、中長期計画、基本的な基準や補足的な基準などの要素を相互に依存させ、且つ関連させた上で、企画活動を行い、種々の案件を決定しなければならないことを意味する。補完性は、企画システムを分権化して管理するに当たり、企画活動を行う全ての組織や部署は、他のレベルや組織と補完しつつ、管轄範囲の企画を行わなければならないことを意味する。社会参加は、企画プロセスの全ての局面、段階やレベル、特に、社会需要の優先度の設定と国家提案事項の両立化は、参加的に行わなければならないことを意味する。平等性は、開発計画やプログラムの決定段階に於いては、文化の多様性、地域性、金融的及び非金融的な生産資源へのアクセス、雇用や収入などの経済的な機会、及び社会サービスの相互の関係を最善に保たなければならないことを意味する。効率性は、社会需要を最大限に満たすために、

開発計画やプログラムに於いては、資源や資金を最も効率良く利用しなければならないことを意味する。

II-2 システムの目的と範囲

企画システムは、下記の目的を持っている。

- ① 各種の開発計画の作成を導く企画プロセスの基準や手順を定めて、企画プロセスを制度化する。
- ② 公共資金の適切な利用を組織し、持続開発を達成するための公共管理政策の手段として、中央政府、県庁、地方自治体の各レベルの中長期的な計画やプログラムの策定を保証する。
- ③ 中長期計画を定めて実施し、これにもとづいて、年間投資の計画方針を定める。
- ④ 中長期計画やプログラムにもとづいて、公共投資システム、業務計画システム及び Sistema de Presupuestos（予算システム）の活動を決定する。
- ⑤ 民間投資の参考フレームをなし、民間投資を促す適切な環境を生み出す。
- ⑥ 各分野を担当する公共機関が確認している優先的な社会需要を最大限に満たすために、国の供給力を、その方向に導き、系統化する。
- ⑦ 市民社会の行為者と企画活動を調整し、彼等の参加を促して、国家社会経済開発総合計画の目的を達成するために、諸計画の継続的な現状適合を行う機構を定める。

公共部門の全ての機関、即ち大統領府、副大統領府、各省、会計検査院、選挙委員会、ボリヴィア中央銀行、銀行・保険監督局、国営金融機関、軍隊と国家警察、県庁、自治体政府、中央政府管下の機関、組織及び企業、県庁管下の機関、組織及び企業、自治体政府の機関、組織及び企業、及び資産の半分以上を国が保有しているその他全ての法人は、この企画システムの基準と手順を採用して、企画業務を実施しなければならないし、その権限範囲や管轄域内に於いて資金を割り当てる計画や政策は、持続開発・企画省が発する規則に従って作成、実施及び評価されねばならない。公共機関に対する物理的、経済的、人的及び制度的な資源の割り当ては、公共機関の長期的な視点と中長期的な計画に従って実施される。

持続開発・企画省は、企画システムの適用に関する経験を評価し、且つ各レベルからの適切な意見や勧告に従って、システムの基準や手順を調整し現行化する省令を發布する。

II-3 システムの各レベルと組織

企画システムは、中央政府、県庁及び地方自治体の各レベルで運営されるが、中央政府レベルでは、下記の組織や部署が、本システムを構成している。

- a) 閣僚会議。
- b) 国家開発委員会（CODENA）。
- c) 企画システムの筆頭機関である持続開発・企画省。本省は、戦略的開発・大衆参加次官室を介して行為する。
- d) 開発分野を担当している各省。各省は、管下の次官室や省内の調整担当部署を通じて行為する。
- e) その他の省、次官室や全国規模の分権機関や分離機関。

県庁レベルでは、県知事、県議会と県庁の企画業務を担当する技術部署で構成されており、地方自治体レベルでは、下記の組織や部署で構成されている。

- 1) 市議会と市長で構成されている地方自治体政府。
- 2) 監視委員会。
- 3) 農民共同体、原住民族共同体や隣人会。
- 4) 地方自治体域内で活動している全国規模の公共機関。

自治権を持つ自治体政府は、憲法、地方自治体政府組織法、大衆参加法、及び本企画システムに述べる基準や手順に従って、企画業務を実施しなければならない。

II-4 システムの政治的部署

企画システムの政治的部署とは、本システムのプロセスの決定段階に介入する権限を持つ部署であり、中央政府レベルでは、閣僚会議と国家開発委員会が、この部署に該当する。大統領が主宰する閣僚会議は、企画システムの最高の組織であり、国家社会経済開発総合計画を承認すると共に、国家開発委員会が採用した決定を批准する。国家開発委員会は、下記に関して企画機能を果たす。

- ① 国家社会経済開発総合計画に関して判断を下すと共に、本計画に準じた他の国家開発計画や県開発計画を批准する。

- ② 基準、手順や資金割当指数を承認する。
- ③ 各種の開発政策の実施に関する判断を下す。
- ④ 県知事から要請された場合は、県開発計画と地方自治体開発計画の間に存在する不一致や紛争を解決するための調停手段を成す。

県レベルの政治的部署は、県議会であり、下記の権限を有する。

- a) 行政地方分権化法にもとづいて、県開発計画を承認し、その実施を管理し評価する。
- b) 県庁管下の公共機関の年度業務計画書が、県開発計画書の政策や目的と一致するよう、それを監視する。
- c) 県民社会の組織や団体と協調しつつ、県内開発活動を手配し実施するメカニズムを定める。
- d) 県庁と地方自治体政府の調整を促す。
- e) 地方自治体開発計画に紛争が生じた場合は、それを解決する調停手段を成す。

地方自治体レベルの政治的部署は市議会であり、下記の権限を有する。

- 1) 地方自治体開発計画（PDM）を承認し、国家社会経済開発総合計画、県開発計画、企画システム基準、及び地方自治体開発計画の一致性を監視する。
- 2) 地方自治体開発計画の作成が、大衆参加的に行われるよう、それを監視する。
- 3) 地方自治体開発の政策や目的と一致した中長期計画を承認する。
- 4) 地方自治体開発計画で設計されている計画やプログラムの実施を監督する。
- 5) 地方自治体政府の年度業務計画書を承認し、その年度業務計画書と地方自治体開発計画が一致するよう、監視する。
- 6) 地方自治体開発計画の目的の達成度を評価する。
- 7) 県庁と自治体政府の間の調整を促す。
- 8) 複数の自治体政府の間の共通案件について共同的な企画を行うために、自治体政府連合体を編成すべく、他の地方自治体政府と協定を結ぶ。

II-5 システムの規範的部署

企画システムの運用を規定する規範的部署は、本システムの筆頭機関である持続開発・企画省であり、下記の権限を有する。

- ① 国家開発委員会の承認を得た上で、国家社会経済開発総合計画を、大統領に提案する。
- ② 企画システムの基準や手順を国家開発委員会に提案し、その承認を要請する。
- ③ 企画業務情報サブシステムを通じて、企画システムの情報の流れを整理し、公共投資システム、業務計画システム、及び統一経理システムとの関連性を図る。
- ④ 中央政府、県庁、地方自治体の各レベルに於ける企画プロセスの関連性や両立性を確保すべく調整し、各レベルに於けるプロセスの結果を管理する。
- ⑤ 国家社会経済開発総合計画の目的の達成を確保するための提案や勧告を、企画次官室を通じて、国家開発委員会に提出する。

戦略的開発・大衆参加次官室は、上記の権限を履行するために、下記を行う。

- a) 国家社会経済開発計画を作成し、国家開発委員会の批准を受けた上で、閣僚会議の承認を得る。
- b) 資金割当指数を作成する。
- c) 中央政府、県庁、地方自治体の各レベルが行う開発計画や中長期計画の設計に関して、一般的な方法や手順を定める。
- d) 管下の専門部署を通じて、国土整理問題を基準化し制度化する。
- e) 国家社会経済開発総合計画と、各種の開発計画の両立性を確保する。
- f) 各省、各県庁、各地方自治体政府と調整しつつ、短期的な投資に関する方針を定めるための中長期計画を確立する。
- g) 企画システムの継続的なフィードバックを行うために、中長期計画その他を評価する判断基準やパラメータ（媒介変数）を定める。
- h) 企画プロセスに於いて、土地利用や自然資源の利用を規制するための基準を定める。
- i) 企画プロセスを管理する情報が継続的に流れるように、必要な手順、及び補完的な基準や手段を定める。
- j) 公共部門の政策や計画について、市民社会の行為者と協調するためのメカニズムや方法を提案する。
- k) 国庫政策、通貨政策、金融政策、及び、特に国家収入政策と対外債務政策が企画プロセスに及ぼすインパクトを、定期的に分析するために、これら諸政策に関する必要情報を入手する。
- l) 各種の開発計画にフィードバックする基礎情報として、Plan Nacional de Ordenamiento Territorial（国家土地整備計画）を作成する。

-) 国家的な政策や目的と中長期計画や各種の開発計画の両立性について、判断を下す。

II-6 システムの実務的部署

中央政府、県庁、地方自治体の各レベルで、企画システムを適用して、業務を行う全ての組織や部署が該当する。中央政府レベルでは、全省が実務部署であり、次官室や企画担当部署を通じて、企画システムを適用する。全省は、下記を担当する。

- ① 企画システムを確実に運用するために、省内の基準や手順を定める。
- ② 開発分野の各省は、管下の諸計画の統一性を確保しつつ、管轄分野の政策を組織化し、優先順位を定めるための審議組織を成す。
- ③ 国家社会経済開発総合計画の枠内に於ける諸計画を策定し、国家開発委員会の承認を得るために、企画システムの筆頭機関である持続開発・企画省を通じて同委員会に提出する。
- ④ 各次官室の夫々の中長期計画の両立性を確保する。
- ⑤ 各次官室の年度業務計画が、省の計画や政策と一致するように、監視する。
- ⑥ 企画システムの手順、中長期計画や開発政策をフォローアップし、その達成度を評価すると共に、これらの計画や政策が現状に常に適するように、必要な調整や調節を行う。
- ⑦ 持続開発・企画省と共に、中長期計画やプログラムの確立と評価に参加する。
- ⑧ 各種の開発計画の現行化に関する情報や中長期計画の達成度に関する情報を、持続開発・企画省に提供する。

各省の次官室は、下記を担当する。

- 1) 各省の諸計画の作成に参加し、国の目標や政策と一致させて、中長期計画の優先順位を定める。
- 2) 管下の国家計画と県庁や自治体政府の中長期計画を連結させ、それらの両立性を確保する。
- 3) 管下の中長期計画のフォローアップを行い、その中長期計画が県や地方自治体の諸計画に及ぼす影響を評価する。
- 4) 持続開発・企画省が定める方法に従って、開発計画の策定と評価を行う。

県レベルでは、県知事とその管下の企画担当部署が、企画システムの実務部署であり、県知事は、下記を担当する。

- ① 行政地方分権化法に従って、Plan de Desarrollo Departamental (PDD:県開発計画)を作成し、県議会の承認を得た上で、国家開発委員会(CODEMA)に提出する。
- ② 行政地方分権化法の規定に従って、県開発計画の中の諸計画やプログラムの優先順位に合わせた県庁予算案を作成し、憲法の定めに従って承認を得るために、大蔵省に送付する。
- ③ 行政地方分権化法に従って、管轄範囲で県開発計画を実施する。
- ④ 中長期計画の資金を調達する戦略を提案し、実施する。
- ⑤ 管下の専門部署を通じて、県庁の様々な企画システム担当部署で発生している県開発関係の情報を収集、処理、系統化する。

県庁の企画担当部署は、下記を担当する。

- 1) 国家社会経済開発総合計画の枠内に於いて、且つ各種の地方自治体開発計画や国家開発計画に一致させて、県開発計画(PDD)を作成する。
- 2) 県開発計画の統一性、特に、社会分野の開発計画の統一性を保証する。
- 3) 中長期計画を県開発計画に一致させて作成し、資金調達の必要性を確認する。
- 4) 企画システムを県庁内で運用している組織や部署の間の情報の流れを容易ならしめ、且つ系統化するメカニズムを定めると共に、中央政府や自治体政府との情報交換を確保する。
- 5) 自治体政府の企画力の開発や先行投資、本格投資、及び業務計画の能力向上などについて、総合的に支援する。
- 6) 地方自治体開発計画と県開発計画の両立性について、判断を下す。

地方自治体レベルでは、市役所(自治体政府)、監視委員会、農民共同体、先住民民族共同体、隣人会や地方自治体内に所在する国家機関などが、企画システムの実務組織である。市長は、管下の企画技術部署を通じて、下記を担当する。

- ① 県開発計画のスケームに従い、且つ“地方自治体の参加的企画”の方針にもとづいて、地方自治体開発計画を作成、策定、及び実施する。

- ② 地方自治体の参加的企画の方針にもとづいて、自治体政府の中長期計画を作成する。
- ③ 地方自治体開発計画の中の諸計画やプログラムの実施を指揮する。
- ④ 自己の地方自治体開発計画と、隣接する地方自治体の開発計画や県開発計画の両立性を確保する。
- ⑤ 市議会と共に、地方自治体開発計画の作成、実施、フォローアップや評価に関する制度的な規範を定める。

監視委員会は、下記を担当する。

- 1) 農民共同体、先住民族共同体や隣人会が確認し決定している優先的な需要が、自治体政府が作成し承認する中長期計画やプログラムに編入されるよう、監視する。
- 2) 企画プロセスを監督、評価、フォローアップすると共に、このプロセスに、共同体の実質的な参加が行われるよう、監視する。
- 3) 地方自治体開発計画や実地されている計画、プログラムの修正や調節、及び自治体政府の能率などを改善するために、必要対策を市長に提案する。

農村共同体、先住民族共同体、及び隣人会は、下記を担当する。

- a) 地方自治体開発計画のベースになる共同体の需要、期待や潜在力などを等級付けした上で、優先順位を定める。
- b) 共同体の中で実施されている計画やプログラムを監督する。
- c) 政府管理監督法第1178号や公共事業実施に関する規定に従って、地方自治体開発計画にもとづいたプログラム、計画や活動を実施する。
- d) 資源や資金の最適利用を行うために、地方自治体開発計画とそのプログラムや諸計画の修正や変更を、共同体代表者を通じて、提案し勧告する。

地方自治体域内に存在する国の公共機関は、下記を担当する。

- a) 国家計画の政策方針について、地方自治体内で企画プロセスに参画する組織や部署を指導する。
- b) 社会需要の優先順位を定めるために、国の供給能力を系統化する。

- c) 地方自治体の計画やプログラムと国家計画の両立性を確保する。
- d) 地方自治体開発計画の評価プロセスに参加する。

国家社会経済開発総合計画は、県庁や地方自治体の企画プロセスの指針をなすが、この総合計画や、その他の国家計画に示される国家政策の決定は、中央政府の独占的な業務である。二つ以上の県庁が介入する県庁間の共同企画は、中央政府と各県庁の共同権限であり、各県の企画担当技術部署と企画次官室が介入する。県庁間の共同企画は、下記の目的を達成するために行われる。

- ① 2県以上に跨がる計画、目的、優先度や方針を決定する。
- ② 県庁間の共同企画の対象になる各県の短中期投資を誘導する。
- ③ 介入する各県の計画やプログラムを調整し、両立化する。

同じ問題に直面する、潜在力を分かち合っている、又は、社会、文化、経済的に大きく相互依存している二つ以上の地方自治体が介入する自治体間の共同企画は、県庁と各地方自治体の共同権限である。自治体間の共同企画は、県庁と地方自治体の企画プロセスを両立化する手段であり、指標的な性格を持つ。この企画プロセスは、介入する県庁と自治体政府の夫々の企画担当技術部署が担当し、下記の目的を達成するために行われる。

- a) 複数の地方自治体に跨がる計画、目的、優先度や方針を決定する。
- b) 複数の自治体政府、及び自治体政府の企画プロセスに編入される実施機関や融資機関の中長期的な融資を誘導する。
- c) 介入する複数の自治体政府の計画を調整し、両立化する。

II-7 システムの基本的なプロセス

企画業務は、調整した上で取り決める継続的且つ系統的な活動であり、企画システムを編成する全ての部署が実施し、その結果は、公共投資システムと業務計画システムを通じて、国家予算に反映されるものである。企画システムは、補完性を持っていることより、県庁や自治体政府にも企画業務が委任されるが、県庁、地方自治体と中央政府は、お互いに補完し合わなければならない。

各種の開発システムのベースをなす長期的な視点は、国土や各分野の開発に関する

様々な国家目標を連結させるものであり、国家社会経済開発総合計画、国家開発計画、県開発計画や地方自治体開発計画となって、表示される。 長期的な視点を設定するプロセスは、①“診断”と②“目的、政策や計画を系統化する開発提案”の二つのステップで構成されている。

- ① 診断は、開発の必要性、障害、制限事項、潜在力などを確認した上で、目的、政策、計画などの展開を系統化することにある。 診断のステップは、下記のレベルで実地される。

- a) 中央政府レベル

開発分野を担当している各省や企画プロセスに関係している各省は、管下の次官室を通じて、担当部門の政策方針を提案するために、必要な各種の要素を提供する診断書を作成しなければならない。 この診断書は、国家社会経済開発総合計画にフィードバックして、同総合計画を調節する役割を果たす。

- b) 県庁レベル

県庁の企画担当技術部署が作成する診断書には、県開発の潜在力と開発目的、政策や計画を妨げている主な障害などを明示しなければならない。

- c) 地方自治体レベル

自治体政府の企画担当技術部署と農民共同体、先住民族共同体や隣人会が、共同参加して作成する診断書には、参加機関や組織が、お互いに確認し合った地方自治体の社会需要、問題や潜在力などを明示しなければならない。

- ② 目的、政策や計画が系統化されている開発案には、企画システムに於いて、各レベルが予定している持続開発の達成度や成果を定め、その持続開発を達成するために、国が取らなければならない行動方針を定めなければならない。

中長期計画は、開発計画で定めた目的や政策と一致した確実な諸計画を設定すると共に、それらの諸計画から派生する活動を定め、必要な財政的及び非財政的な資金や資源を定量化する目的を持っている。 この段階では、前述した企画プロセスの原則と資金割当指数に従って、夫々の開発計画の内容の確実性を評価し、開発計画の優先順位を定めなければならない。 中央政府、県庁及び地方自治体の各レベルは、中長期計画のプロセスに於いて、下記を実行しなければならない。

a) 中央政府レベル

- 1) 各省は、担当分野に関する国家計画が国や各分野に与えるインパクト、国家計画と県開発計画や地方自治体開発計画との関連性を考慮し、且つ戦略的開発・大衆参加次官室と調整しながら、担当分野の国家計画を評価する。
- 2) 各省の各次官室は、国家社会経済開発総合計画や自省の開発計画に定める優先順位に従って、計画やプログラムの等級を定める。
- 3) 各省は、管下の各次官室から提出されてきた担当分野の計画やプログラムに、優先順位を定める。
- 4) 全省は、各省から提出されて来た夫々の国家計画やプログラムに、優先順位を定めた上で、等級付けを行う。夫々の等級は、中央政府の年度業務計画に反映されなければならない。県規模でインパクトを与える国家計画やプログラムは、県開発計画に定められている優先順位と両立させなければならない。

b) 県庁レベル

- 1) 県庁の企画担当技術部署は、企画次官室と調整しつつ、県規模の開発計画や県庁の資金が拘束されるであろう諸計画やプログラム、(例えば複数の県庁間の開発計画やプログラム又は地方自治体間の開発計画やプログラム)を評価する。この評価には、県庁又は中央政府からの資金調達を希望する地方自治体規模の計画やプログラムも編入されていなければならない。
- 2) 計画を評価したならば、国の開発目的や県の開発優先順位に従って、計画やプログラムの等級付けを行う。
- 3) 県庁の企画担当技術部署は、企画システムと公共投資システムに定める原則や基準に従って、県開発計画の等級付けを行い、県の行政権代表者(県知事など)の承認を得るために提出する。この等級は、県の年度業務計画書に反映されなければならない。

c) 地方自治体レベル

- 1) 地方自治体政府は、開発部門を担当している各省の代表者や県庁の企画担当技術部署と調整しつつ、地方自治体開発計画と国家計画や県開発計画の両立性を評価する。
- 2) 開発部門を担当している各省の代表者や県庁の企画担当技術部署は、国や県の優先案件や中央政府の提案事項を、地方自治体の様々な企画行為者に提示する。地方自治体が社会需要や開発案件の優先順位を定めるに当たっては、国や県の優先案件や中央政府の提案事項を配慮しなければならない。

- 3) 自治体政府は、県庁の企画担当技術部署と調整しつつ、企画システムと公共投資システムに定める原則や基準に従って、地方自治体開発計画やプログラムの等級付けを行う。この等級は、地方自治体政府の年度業務計画書に反映されなければならない。

戦略的開発・大衆参加次官室は、中央政府レベルで等級付けされた確定的な開発計画やプログラムと国家社会経済開発総合計画の両立性について、判断を下した上で、その結果を国家開発委員会に提出する。国家開発委員会は、企画次官室から提出されて来た開発計画やプログラムを検討した上で、公共部門全体の開発計画やプログラムの最終的な確定や等級付けを行う。

企画システムは、管理基準、技術基準と資金割当指数の三つの基本的な基準を備えている。管理基準は、企画プロセスを支援し確立するために、持続開発・企画省が定めた一連の規則であり、技術基準は、企画システムの原則を適用する方法や手段について、これも持続開発・企画省が定めた規則である。資金の配分方法を定める資金割当指数は、持続開発の目的を達成するために、企画システムの全レベルの決定を方向付ける手段である。

全てのレベルに於ける企画システムのプロセスは、具体的には、下記の成果をもたらす。

- ① 中央政府レベルに於いては、国家社会経済開発総合計画と、この総合計画から派生する様々な国家計画。国家計画は、企画プロセスの統一性を保ちつつ、特定分野の政策との両立性を確保しなければならない。
- ② 中央政府レベルに於いて、持続開発・企画省が作成する資金割当指数。
- ③ 県庁レベルに於いては、県領域内に於いて、持続開発を達成するための潜在力、目的、政策、計画やプログラムを定めると共に、中央政府の企画と地方自治体の参加的企画を連結させる県開発計画。
- ④ 地方自治体レベルに於いては、地方自治体域内に於いて、持続開発を達成するための潜在力、目的、政策、計画やプログラム、及び優先的な社会需要を明示した地方自治体開発計画。この開発計画は、国の提案、中央政府と県庁の目的や政策との両立性を確保したものとする。
- ⑤ 各レベルに於ける中長期計画は、開発計画の目標を反映させたものであり、年度業務計画書を作成するベースをなすものとする。

II-8 調整プロセス

企画システムを運用する全ての部署の企画プロセスには、持続開発の目的を達成するために、国家行政者と社会行為者が、その利害関係を照合して両立させる相互活動の結果が反映されていなければならない。このために、中央政府レベルの国家開発委員会は、開発政策やプログラムの実現性を確保するために、様々な部門や社会行為者の間を調整する機構を設定し、持続開発・企画省に実施させる。この調整プロセスは、開発政策やプログラムの優先順位や企画プロセスの規範を設定するために、中央政府の全国的及び部門的な各部署、民間企業家業界、労働者業界やその他の間で常時相談し合うことを意味する。

県レベルでは、県の持続開発の目的を達成するための社会需要の処理、政策や計画に関する優先順位の設定や行動の決定などについて、組織化された県民社会（企業家連合会議所、労働組合連盟、大学、民間の開発機関など）と協調しつつ、行動することを意味する。このプロセスに於ける郡大衆参加評議会は、県庁と地方自治体の調整を促す手段をなす。

地方自治体レベルに於ける調整プロセスでは、地方自治体の参加的企画の様々な段階に於いて、域内の組織や団体の役割を決定するために、農民共同体、原住民族共同体、隣人会、監視委員会、自治体政府、及び地方自治体に存在する公共機関を編入する組織や制度を定める必要がある。

II-9 常時のフォローアップと適合

戦略的開発・大衆参加次官室は、国家社会経済開発総合計画のフォローアップを行うと共に、中期投資計画が、国内外からの資金調達の可能性に従って、且つ年度投資計画を通じて、国家予算に編入されるように、監視しなければならない。各省、各県庁、及び各自治体政府は、夫々の計画やプログラムが常に適合化されるように、夫々の計画やプログラムをフォローアップし、評価し続けて行かなければならない。

地方自治体レベルに於ける計画やプログラムのフォローアップや社会管理は、監視委員会、農民共同体、先住民族共同体や隣人会を通じて、行わなければならない。開発計画の常なる適合化は、持続開発・企画省の代表者、県庁の企画担当技術部署

や地方自治体政府が、計画の実施で得ているインパクトを、事前・事後評価することによって行われる。この評価は、毎年行わなければならない。

国家社会経済開発総合計画や他の国家開発計画、県開発計画、及び地方自治体開発計画は、中央政府、県庁、自治体政府が行う評価結果に従って、定期的に調整されなければならない。

II-10 諸計画の連携

① 中央政府レベルの計画と他のレベルの計画の連携

国家社会経済開発総合計画は、国家規模の総合的な一連の目的や政策を定めるものであり、他の全ての国家的な計画は、この総合計画に準拠して、作成されなければならない。県開発計画と地方自治体開発計画は、国家社会経済開発総合計画に定める目的や政策を、地域化したものでなければならない。他の国家的な開発計画は、県開発計画や地方自治体開発計画との統一性を図るために、県や地方自治体の優先事項を考慮しつつ、作成されなければならない。

戦略的開発・大衆参加次官室は、中央政府と県庁の企画プロセスを調整しなければならないし、国家的な開発計画の決定を方向付けるために、国の提案事項と県の開発計画や優先事項の両立化を、夫々の部署と調整しつつ、系統化しなければならない。

中央政府の担当部署と地方自治体政府の部署の関係は、持続開発・企画省の代表者の調整の下で行われる。持続開発・企画省の代表者は、中央政府の提案事項を系統化した上で、自治体政府に知らせると共に、国家社会経済開発総合計画に定める目的や政策と地方自治体開発計画の両立化について、自治体政府を指導しなければならない。

② 県開発計画の連携

県開発計画は、国の政策と県の目的を両立化させるために、国家社会経済開発総合計画に示される国の長期的な視点を念頭に置くと共に、地方自治体の優先事項

を考慮しつつ、作成されなければならない。 県開発計画では、県の目標や政策を定めると共に、他の県との共同努力を探求した中長期開発計画を作成する。

県庁の企画担当技術部署は、地方自治体開発計画の作成を誘導するために、各県を夫々対象にした中央政府の提案事項を系統化しなければならない。 他方、地方自治体の優先事項は、県開発計画の作成を誘導することになる、即ち、県開発計画は、地方自治体の優先事項を取り入れて、作成されなければならない。

③ 地方自治体開発計画の連携

地方自治体開発計画は、地方自治体の長期的な視点を定めるために、必要な参考事項として、国家社会経済開発総合計画と県開発計画に述べる長期的視点を取り入れなければならない。 地方自治体の目的や政策は、県開発計画の目的や政策と両立化した上で、地方自治体の社会需要を取り入れたものでなければならない。

複数の地方自治体で構成される連合体を対象にした県庁の開発計画に於いては、各地方自治体は、他の地方自治体との共同努力を探求しつつ、各自の目的や政策を決定すると共に、その中長期計画を作成しなければならない。 各地方自治体の企画担当部署は、大衆参加法に定める自治性の範囲で、且つ県庁の企画担当技術部署の調整に従って、地方自治体連合体の共同開発計画に、各自の大衆参加資金（共同参加配分金）を割り当てなければならない。 この開発計画と県庁の中長期計画の両立性は、地方自治体連合体と県庁の間で結ばれる協定にもとづくものとする。

II-11 他のシステムとの関連

企画システムは、政府管理監督法第1178号に述べる全てのシステムと関連しているが、特に、公共投資システム、業務計画システム及び統一経理システムとの関係が深い。

① 公共投資システムとの関係

企画システムは、公共投資金の割り当てを要する各種の開発計画に、目的や政策、中長期計画、資金割当指数を提供する。 特に、中長期計画は、公共投資システ

ムが選択し導入する投資計画について、指標を与える一方、企画システムの各レベルの開発計画で決定された目的、政策や計画は、公共機関の先行投資や本格投資に関する指標を成すものである。他方、公共投資システムは、計画の選択性と実行性の基準、準備中、実施中、及び資金調達済みの諸計画に関する情報、諸計画のフォローアップや評価に関する成果などの情報を、企画システムに提供する。

② 業務計画システムとの関係

企画システムは、各レベルの部署の中長期計画やプログラムを通じて、公共機関の業務計画や予算の策定に関する規準を提供する。このために、企画システムは、各種の開発計画に定める目的や政策、中長期計画と資金割当指数、及び前会計年度の業務計画で得られた成果やその評価などを、業務計画システムに提供する。業務計画システムは、中長期計画やプログラムを達成するために、公共機関が短期間に実施しなければならない活動、投入しなければならない資金、及び達成しなければならない成果などを設定する。他方、業務計画システムは、各公共機関の目標、業務計画の実施状況や目的の達成などに関する情報を、企画システムに提供する。

③ 統一経理システムとの関係

統一経理システムは、持続開発・企画省が設定している企画プロセスの達成度に関して、総合的に処理された情報を、企画システムに提供する。

Ⅳ Sistema Nacional de Inversion Publica (国家公共投資システム)

大蔵省が、公共投資・国際金融次官室を通じて管轄する Sistema Nacional de Inversion Publica (SNIP: 国家公共投資システム、以後、公共投資システムと称する) は、国、県、地方自治体の各レベルの種々の開発計画の中で、社会経済的に最も妥当で、有利と考えられる開発計画の公共投資を策定、評価、優先化、資金調達、及び実施するために、公共部門の全ての機関が連携し調整するための一連の基準、手段や処理手順を定めるものであり、公共部門の全ての機関、即ち、大統領府、副大統領府、各省、会計検査院、選挙委員会、中央銀行、銀行・保険監督局、国営金

融機関、軍隊と国家警察、県庁、地方自治体政府、大学、中央政府・県庁・自治体政府が夫々管轄する機関、組織や企業、及び資産の半分以上を国が保有する全ての法人は、投資業務を行うに当たっては、この公共投資システムの基準や手順を採用しなければならない。

Ⅲ-1 システムの目的

公共投資システムは、下記の目的を持っている。

- ① 投資に仕向けられる公共資金の効果的な割り当てと管理を行い、社会経済的に最大の成果を得る。
- ② 公共部門の全機関や組織が、公共投資計画を展開する際に、適用しなければならない計画の策定、評価及び実施に関する方法、パラメータや判断基準を定める。
- ③ 国内外の融資源を持つ公共投資計画が、国家予算に編入されるための手順を定める。
- ④ 公共投資に関して、現行化された適時で信頼のおける情報を確保する。
- ⑤ 公共投資システムと企画システム、及び政府管理監督法に定める他の管理監督システムとの間の常なる調整や補完性を確立する。

Ⅲ-2 システムの各レベル

公共投資システムは、制度的に、下記のレベルで構成されている。

- a) 中央政府レベル： 各分野に公共投資金を導入する各省、各次官室、分権機関、投資基金や開発基金。
- b) 県庁レベル： 県規模で公共投資金を導入する県庁と、その管下の機関や組織。
- c) 地方自治体レベル： 現地規模で公共投資金を導入する自治体政府と、その管下の機関や組織。

公共投資システムの筆頭機関は、大蔵省である。大蔵省は、管下の公共投資・国際金融次官室を通じて、本システムを管理する。

Ⅲ-3 他のシステムとの関連

公共投資システムは、各種の管理監督システムと、下記の形で関連している。

- ① 公共機関の投資計画は、企画システムに従って作成される各種の開発計画や中長期計画を、投資計画の参考規準にしなければならない。
- ② 公共投資計画は、公共機関が業務計画システムに従って定める業務計画の一部を成している。
- ③ 公共投資プログラムに編入されている投資計画は、予算システムの基準を満たした上で、公共機関の予算と国家予算に、夫々編入されなければならない。
- ④ 公共機関の公共投資に関わる契約備上や資材の購入は、資産・サービス管理システムに従って、手配されなければならない。
- ⑤ 投資計画に要する資金を調達するための融資手続きや契約は、国庫システムと公共債務システムに従って手配されなければならない。
- ⑥ 投資計画を実施する際の予算的、財務的及び金融的な取り引きは、統一経理システムに編入される。

Ⅲ-4 システムの不履行

公共投資システムに違反した当局者は、政府管理監督法第1178号の規定に従って、処罰される。公共投資システムに反する全ての行為、特に、下記の行為は違反と見なされる。

- a) 公共投資システムの実施に関して、大蔵省が定める期限と条件を履行しない場合。
- b) 公共投資システムの最低条件を満たさない公共投資計画を承認した場合。
- c) 公共投資計画に関する情報を定められた期限内に提出しない場合、公共投資計画情報の品質と条件が満たされていない、又は現行化されていない場合、及び公共投資情報システムが整備されていない、又は運営されていない場合。

Ⅲ-5 公共投資に関する概念的な定義

① 公共投資

サービス業務の提供や物資の生産などに関する国の能力を広げるために、公共支配

の物的資本や人的資本を増やす、改善する又は更新する目的で、公共資金を使用する全ての行為が公共投資と理解される。公共投資の概念には、公共部門の全機関や組織が行う、先行投資や本格投資の全ての行為が含まれる。

②公共投資の資金源

公共投資システムでは、公共投資計画の資金源として、下記が設定されている。

a) 国庫資金

中央政府が管理し、政府機関の公共投資予算や大衆参加法第1551号で創設された県補償基金に該当する公共投資予算を賄うために、大蔵省が毎年定める規定に従って、国家予算に編入し、各機関に振り込む資金。

b) 公共機関の特定資金

現行の法規類に従って、公共機関が直接受け取って管理し、公共投資の予算を賄うために、国家予算に編入した上で、公共機関が夫々使用する資金。

c) 外国資金

大蔵省が、融資契約や無償資金協定を通じて、多国籍経済協力機関や各国政府の協力機関から導入し、夫々の契約や協定に定める条項や公共投資システムの基準と手順に従って、公共投資計画資金を調達するために、該当の公共機関に振り替える資金。

③協調投資計画

公共投資システムの各レベル、即ち、中央政府、県庁又は地方自治体の各レベルの二つ以上の公共機関に共通する地方的又は現地的な投資計画を、それらの公共機関が共同で策定、資金調達及び実施し、資金の割り当てに関して、共同責任を取る投資計画。

④公共投資プログラム

国家開発計画、県開発計画又は地方自治体開発計画で決定された優先順位に従って整理された、公共投資システムの基準や条件を満たす一連の投資計画が、公共投資プログラムと理解される。公共投資プログラムは、既に資金調達が確定している公共投資予算と、資金需要プログラムで構成されている。公共投資プログラムは、

分野別、地方別又は機関別に組織することができると共に、その実施期間は、プログラムを構成する諸計画の実施期間に従って、単年又は多年に渡ることができる。

⑤公共投資予算

公共投資予算は、公共投資プログラムの一部をなす投資計画を実施するために、国家予算と各機関の予算に、毎年編入される一連の割り当て資金である。公共投資予算には、資金調達が確定している公共投資計画しか、編入されない。

⑥資金需要プログラム

公共投資プログラムの一部を成す投資計画ではあるが、実施するための資金を十分に備えておらず、その資金需要は、将来の会計年度の国内資金、又は国の国際協力計画やプログラムの範囲で、融資や無償資金協力を交渉し契約して賄われる一連の計画と理解される。

⑦公共投資計画のサイクル

公共投資計画が概念として生まれ、策定され、評価され、運営段階に入り（又は運営が断念され）、計画年数を満たすなどの一連のプロセスが、公共投資計画のサイクルと理解される。全ての公共投資計画は、公共投資システムの基準に従って、このサイクルを全うしなければならない。

⑧公共投資計画のサイクル段階

公共投資計画のサイクルには、下記の段階がある。

a) 先行投資段階

各レベルの機関の開発計画の中で、公共投資計画として、概念的に確認されてから、その実施、延期又は放棄に関する決定を下すまでに行われる、全ての調査を含む段階である。この段階の調査には、下記が含まれる。

- 1) 需要を満たす必要性、又は計画で開発される潜在力。
- 2) 上記を解決するための種々の代案。
- 3) 計画便益の確認、定量化と評価。
- 4) 計画に要する投資コストと運営コスト。
- 5) 投資と運営を行うための資金調達や融資に関する種々代案。

- 6) 計画の続行、放棄又は延期を勧告するための経済的、社会的、財政的、又は環境的な評価のために算定された指数、及び計画資金の割り当てに関する決定事項。
- 7) 公共投資計画の実施を検討する場合は、その実地を決定する前に、先行投資の成果を確認するための最終設計書。

大蔵省は、計画の種類や投資額に従った調査の実施に際して、全ての公共機関が順守しなければならない調査の範囲、水準や掘り下げについて規定すると共に、投資計画の評価基準やパラメータを設定する。

b) 実施段階（本格投資）

公共投資計画の実施が決定されてから、投資計画の整備が完了し、運営が開始される状態に至るまでが含まれる。この段階では、投資計画の実施を具体化するための委託内容書の作成、実地に関する物的、及び財務的な計画書の作成、及び投資計画などが、実際に行われなければならない。

c) 運営段階

先行投資の段階で確認及び推定された便益を発生させるために、実施された投資計画を運営する段階である。

Ⅲ-6 各組織と夫々の役割

①調整レベル

公共投資システムの調整組織は、国家開発委員会であり、下記の権限を有する。

- a) 企画システムと公共投資システムを合致させる。
- b) 公共投資に必要な国内外の技術協力を交渉し、公共投資プログラムと国家予算に編入するために、公共投資と技術協力について、調整を行う。

②筆頭機関：大蔵省

公共投資システムの筆頭機関である大蔵省は、下記を実行しなければならない。

- a) 計画の策定、評価及び管理に関する方法を定めて承認する、資金割り当ての決定段階で適用しなければならない基準を定める、及び Cost & Benefit（コスト／

便益)を評価するパラメータを設定する。これらの事柄は、持続開発・企画省が展開する投資計画を除き、全ての公共機関が、投資計画を展開する際に、適用しなければならない。

- b) 全ての公共機関が適用しなければならない、各機関特定の内部プロセスを規定する基準を定める。
- c) 資金需要プログラムや公共投資予算案を作成するための方針、指示や提出期限を、毎年発表する。
- d) 公共投資システム基準に定める手順に従って、調査資金を調達する方法、技術指導や資金に関する手段を提供し、中央政府、県庁及び自治体政府の各レベルの公共機関が実施する先行投資調査を支援し、奨励する。
- e) 公共投資プログラム、そのプログラムにもとづいた年間投資予算と、各省、各県庁、各自治体政府の投資予算を両立化すると共に、国家予算、国庫資金や通貨に関する規制事項を加味した上で、資金源と資金の利用に関する一貫性を検討する。
- f) 中央政府、県庁や自治体政府の各レベルで作成された公共投資プログラムの優先順位に従って、投資計画に対する国内外からの資金調達や技術協力の需要を確定し、資金需要プログラムを確立する。県庁、自治体政府や公共機関の資金需要を評価した上で、夫々を優先化するために、資金需要プログラムの案を各関係省に送付して、その検討に処する。
- g) 有償資金又は無償資金であるなしに関わらず、国の公共資金を拘束する又は拘束し得る外国融資や技術協力については、その融資や技術協力の受入機関と、場合によっては、外務・宗務省の参加を得た上で、資金需要プログラムの範囲、及び国庫システムや公共債務システムに定める規制事項に従って、外国の機関と交渉する。公共部門に、外国資金を調達するための交渉や契約は、大蔵省のみが行うことができ、大蔵省は、資金調達を申請している公共機関に、交渉や契約の進捗状況を、定期的に通知しなければならない。
- h) 国際協力機関の協力でもたらされる自由裁量の特別計画や現地見返り積立資金を、現金化して管理し、その資金を、公共投資プログラムに優先的に仕向ける。
- i) Sistema de Informacion sobre Inversiones (投資情報システム)の開発、整備や運営を確立し、全ての公共機関が展開している投資計画に関する情報を現行化し、適時で信頼性のある情報を常に備えるための規定を定める。
- j) 公共投資プログラムの物的及び資金的なフォローアップの成果を評価する。
- k) 各レベルの公共機関の先行投資調査の見直しや投資計画の物的及び資金的な実施状況を、選択的な判断にもとづいて、フォローアップする。

③ 各省

公共投資プロセスに介入する各省は、下記を実行しなければならない。

- a) 各省に於ける公共投資システムの運用を確立するために、夫々の特別内部規定を定める。
- b) 担当分野の投資計画に関する政策、及び県庁や自治体政府の投資計画に対する協調融資政策を、国家社会経済開発総合計画にもとづいて、策定する。これらの政策は、大蔵省に通知しなければならないし、省内の次官室、開発基金や投資基金も含めた、管下の公共機関によって遵守されなければならない。
- c) 管下の次官室や公共機関が準備した公共投資予算と、省全体の公共投資予算を両立化させ、国家社会経済開発総合計画との一貫性を検討した上で、大蔵省に送付する。
- d) 管下の次官室や公共機関の資金需要、及び場合によっては、管轄分野に関して県庁や自治体政府から提出されたきた資金需要を評価、優先化、及び確定した上で、資金導入を手配するために、共投資システムの筆頭機関である大蔵省に送付する。
- e) 公共投資予算の物的、及び資金的なフォローアップの成果を評価し、その情報を大蔵省に送付する。

④次官室と公共機関

公共投資プロセスに介入する次官室と公共機関は、下記を実行しなければならない。

- a) 公共投資システムの筆頭機関である大蔵省が設定した方法、パラメータや判断基準に従って、担当分野の投資計画を策定し評価する方法を確立し、その方法が、管下の全ての先行投資業務に適用されるようにする。
- b) 担当分野の投資政策案を作成すると共に、本省の管轄分野の投資政策の策定に参加する。
- c) 上述した a) 節に従って、担当分野の投資計画や協調融資に関する技術仕様書の作成から、調査業務の契約備上に至るまでの作業を含めた、確認活動や先行投資活動を実施すると共に、資金調達や協調融資を勧告する。
- d) 次官室とその管下の公共機関の公共投資予算案を作成する。この予算案には、公共投資政策や協調融資政策の範囲で設定された、担当分野の投資計画や協調融資計画の予算も含まねばならない。
- e) 国内外からの資金調達や技術協力の需要を定量化し、資金需要プログラムを作成する。

- f) 担当部門の計画実施を策定し、その監督を行うと共に、該当する場合は、県庁や自治体政府と調整しつつ、協調融資計画の実施を策定し、監督する。更に、計画を実施する業者を契約備上すると共に、物的及び資金的な遂行を追跡する。
- g) 部門内の公共投資政策の遂行を確認するために、部門計画や協調融資計画の実施で得られた成果を評価する。

⑤投資基金と開発基金

投資基金と開発基金は、公共投資システムについて、下記の役割を果たす。

- a) 各分野を担当している各省の政策に従って、協調融資を行うための処理手順を設定する。
- b) 県庁や自治体政府から提出されてくる投資計画を、各分野の政策、協調融資の処置手順、判断基準や指標に従って評価し、融資の可能性を判断する。
- c) 県庁や自治体政府の協調融資の需要に従って、国内外からの資金調達や技術協力の必要性を定量化する。
- d) 投資計画に外国融資を導入する際は、現地負担金や投資計画の管理コストと運営コストを賄うために、分担出資金に関する約束を、県庁や自治体政府から取付ける。
- e) 投資計画に協調融資を行うための投資予算を、その部門に設定されている投資政策や協調融資政策の範囲で設定する。
- f) 県庁や自治体政府が担当する公共投資計画の先行投資や本格投資に対して、協調融資を行う。
- g) 協調融資した投資計画の物的及び資金的なフォローアップを行い、その結果を、公共投資システムの筆頭機関である大蔵省に報告する。
- h) 部門投資政策の達成度を確認して、各省の協調融資政策の見直しや現行化を行うために、協調融資計画の実施より派生する成果を評価する。

⑥県庁、自治体政府と管下の機関

県庁や自治体政府、及びその管下の機関は、大衆参加法細則と行政地方分権化法細則に従って、下記の役割を果たさなければならない。

- a) 公共投資システムの運営を、領域内で確立させるために、特定の規則を定める。

- b) 大蔵省が定めた方法、パラメータや判断基準などを適用しつつ、県開発計画や地方自治体開発計画の確認活動、先行投資調査の委託契約、又は調査書の作成を実行する。
- c) 県開発計画、又は地方自治体開発計画に対する県投資予算案、又は地方自治体投資予算案を作成し、大蔵省に送付する。
- d) 資金需要プログラムを作成し、県庁や自治体政府の決定レベルの検討や承認を得た上で、その資金調達に関する判断や処置を得るために、大蔵省に送付する。
- e) 公共投資計画の実施を企画し、監督すると共に、実施に関する契約を結ぶ。
- f) 領域内の投資計画の物的及び資金的なフォローアップを行い、定期的な報告書を準備した上で、該当分野の筆頭機関や上級の関係機関に提出すると共に、大蔵省に送付する。
- g) 投資に関する現地政策、地方政策や部門政策の達成度を確認するために、管下の計画の実施で得られた成果を評価する。
- h) 大蔵省の参加を得て、県庁や自治体政府の専門職員や技術スタッフの訓練計画を作成し、それを展開する。
- i) 県庁は、現地規模の投資計画に関する情報を収集し系統化する目的で技術指導を要請する自治体政府に、技術指導を行うと共に、自治体政府が、大蔵省に対して行う情報提供の業務に、便宜を図る。

III-7 Sistema de Informacion sobre Inversiones (SISIN: 投資情報システム)*

投資情報システムは、夫々の公共投資計画を、公共投資システムの一つの単位として捉え、夫々の計画の計画年数や資金関係に関する情報を収集、編纂、保管、広報するための手段である。

①投資情報システムの基本事項

投資情報システムは、下記の基準に従う。

- a) 投資情報システムは、公共部門が投資計画に関する情報を処理する際に、強制的に適用しなければならないシステムである。
- b) 投資情報システムは、公共部門の財務情報を統一するシステムや公共機関の投資プロセスに関する情報システムと、連携し両立化していなければならない。
- c) 投資情報システムは、公共投資システムの筆頭機関である大蔵省の中央ベースデータと、各省、各次官室や各県庁に分離されたベースデータで構成されているが、

その他の公共機関、県庁機関や自治体政府の内部にも、ベースデータを備えることができる。

②計画の登録

全ての公共投資計画は、概念的に確認された時点から、分離データベースに記録され、中央ベースデーターに通知した上で、投資情報システムに登録されなければならない。本システムへの登録は、公共投資プログラムに編入されるための不可欠条件である。大蔵省は、本システムへの登録手順に関して、特別規定を設定する。

③情報の提出

全ての公共機関は、特別規定に定める方法に従って、公共投資プロセスに関する情報を、期限内に、大蔵省に提出しなければならない。他方、大蔵省は、投資情報システムのベースデータに収録されている情報を、公共機関に流さなければならない。

④投資情報システムの責任者

投資情報システムの適切な運営を確保し、公共投資プロセスに関する情報を常に備えるために、公共投資システムを編成する公共機関の最高当局者は、大蔵省と担当機関の間の情報交換を維持する責任者を任命する。この責任者は、下記を実行しなければならない。

- a) 機関の公共投資計画が常に現行化されて、投資情報システムに収録される。
- b) 投資情報システムに収録されている機関の公共投資計画の情報は、大蔵省が要求する条件と品質を備えている。

⑤情報システムの両立化

公共投資システムを編成する全ての機関の公共投資計画内部情報システムは、投資情報システムや財務関係の統一情報システムと、両立していなければならない。

⑥投資計画を予算計画に編入するための条件

投資計画を公共投資予算計画に編入するためには、少なくとも、下記の最低条件を満たしていなければならない。

- a) 投資情報システムに登録されている。

- b) 計画資金の割り当てを勧告する調査や評価を、大蔵省が定める社会経済収益性の判断基準に従って、備えている。
- c) 計画を実施する機関の最高当局者が先行投資や本格投資の実施を勧告し、その資金の割り当てについて、実務的な責任を引き受ける旨の決定を備えている。
- d) 或る公共機関が実施する計画ではあるが、その運営コストは、他の機関が調達する場合は、双方の機関が夫々引き受ける責任や約束事項を詳述した、特定協定書を備えている。
- e) 協調融資計画の場合は、協調融資に参画する機関の批准書を備えている。

⑦中央政府の協調融資又は国際融資の導入に関する条件

公共投資計画を実施するための中央政府の協調融資、又は国際融資の導入に関しては、前述した“④投資情報システムの責任者”に述べる条件の他に、下記の条件を満たしていなければならない。

- a) 融資計画で払い込まれた資金の返済、及びその他の費用は、実施責任機関の将来の財政を危険に晒してはならない。
- b) 有償資金や借款の場合、実施責任機関は、返済能力を実際に証明しなければならない。

⑧特例事項

下記に該当する場合、公共機関の最高当局者は、本公共投資システムの基準を部分的又は全面的に履行することなく、公共投資計画の資金を割り当てることができる。

- a) 国家安全保障に関わる軍隊の計画。
- b) 法律で明確に宣言された国家的、地方的又は現地的な緊急事態に対応する計画。

Ⅲ-8 公共投資システムを整備するための技術協力や指導

公共投資計画の準備や実施に関して、公共機関の組織力を強化するために、公共投資システムの筆頭機関である大蔵省は、国際的な技術協力を交渉し契約して、その導入を行う。大蔵省は、本システムを整備し運営するために、各レベルの公共機関に対する技術指導プログラムを組織し、展開する責任を持っている。更に、大蔵省は、会計検査院と調整しつつ、公共投資計画の作成、評価や管理に関する技術の応用、公共投資システムの基準の適用、及び公共投資システム、及びその規定の

整備や運営のスタートを支援するために必要な概念的及び具体的な事柄について、公共機関の専門職員や技術職員を訓練するプログラムを、常に組織して、展開しなければならない。

IV Sistema de Administracion de Personal (人事管理システム)

Sistema de Administracion de personal (SAP: 人事管理システム) は、公共部門の人的資源を管理する政策を統一し、公務員の能率を向上させて、国の各公共機関の目的達成に寄与するために、公務員を規制する一連の基準、原則、処理手順、方法や技術を定めるものであり、公共部門の全ての機関、即ち、大統領府、副大統領府、各省、会計検査院、選挙委員会、中央銀行、銀行・保険監督局、国営金融機関、軍隊と国家警察、県庁、自治体政府、大学、中央政府・県庁・自治体政府が夫々管轄する機関、組織や企業、及び資産の半分以上を国が保有している全ての法人は、この人事管理システムの基準や手順を採用しなければならない。選挙で選出された職席にある当局者、憲法に定める特別の権限を有する大統領と副大統領、立法権(上院議員と下院議員)、行政権(閣僚)や司法権(裁判官)などの在職者は、本システムの対象にはならない。本システムの不履行は、政府管理監督法第1178号の管理・監督システムに述べる責任不履行の対象になる。

人事に関する公共管理の統一性を満たすために、人事管理システムは、下記の原則に基づいている。

- ① 功績 : 機関の目的達成に於ける公務員の貢献を認める。
- ② 透明性 : 人事管理システムを構成する各種のプロセスの情報が、適時に入手可能であり、且つその信頼性を求める。
- ③ 能率的 : 最小の資金で最大の効果を求めて、各機関の需要に、適時に迅速に対応し、各機関の目的達成に貢献する。
- ④ 無差別 : 人種、性別、政党派閥又は信仰に関係なく、各機関内で公務員としての活動を展開し、公務を遂行する可能性を、全ての公務員に一律に認める。
- ⑤ 職場安定 : 公務員の開発と継続性を心掛け、公務員が業務を能率的、且つ効果的に展開するようにする。

- ⑥ 平等性： 公務員の権利と義務の均衡を求め、全ての公務員に、同じ条件と機会を与える。
- ⑦ 柔軟性： 各機関の特徴と必要性に適応する。
- ⑧ 近代性： 各機関の効果的な目的達成を目指して、機関の組織文化の変革を探求する。

公務員は、国家共同体の独占的な使用人であり、一部の政党や派閥の使用人ではない。

下記の非両立の事例に該当する者が、公務員になることは、明確に禁じられている。

- a) 民間の企業や団体を代表している。
- b) 同じ機関の他の公務員と3等親までの親類である、又は2等親までの縁者である。
- c) 他の公共機関に、業務を提供している。
- d) その他、各機関が定める内部規定に反している。

IV-1 システムの各レベルと役割

人事管理システムは、下記の3レベルで構成されている。

①規範・諮問レベル

人事管理システムの筆頭機関である大蔵省と、その管下の専門部署に該当し、下記の役割を果たす。

- a) 人事管理システムの基準や規則を発布する。
- b) 人事管理に関するサブシステムの基準を作成し、それを漸次的に実施する条件や期限を定める。
- c) 各機関が、その性格に応じて作成する特定の内部人事規定を、人事管理システムと両立させると共に、その規定を評価する。
- d) 人事管理システムに関連する、分権化された特別システムの適切な運用を監視すると共に、特別システムから派生する情報を統一する。

②執行レベル

各機関の最高当局者に該当する。最高当局者は、人事管理システムを履行し、その実務を手配し監視すると共に、機関内部の特定の人事管理規定を承認する。

③運営レベル

各機関の全ての部署の長に該当するが、特に、人事管理担当部署の長は、本システムの施行を担当する。本システムを施行するに際しては、下記の事項を考慮しなければならない。

- a) 人事管理担当部署は、夫々の特定の規定を作成し、人事管理について専門的な指導を行うと共に、本システムの実施より派生する運營業務を展開しなければならない。
- b) 各機関は、人事管理を全面的に行う資格と権限を持つ部署を設営しなければならないが、この部署は、人事管理の専門家を部署長とする。
- c) 業務規模が小さい又は公務員数が少なく、人事管理専門部署の設営が妥当ではない機関では、人事管理担当の公務員を任命して本システムを運営する。

人事管理システムの発布と普及は、大蔵省の責任である。大蔵省は、本システムの施行実績に関する分析、国の社会経済環境の変化、行政力学や他のシステムの稼働状況に従って、本システムを定期的に見直す。各機関の人事管理規定は、人事管理システムに従い、且つ国の人事政策を考慮した上で作成され、その発布、実施や普及は、各機関の最高当局者の責任である。大蔵省は、公共機関の人事管理に関する各規定を調整して、全体の統一性を図るが、このために、大蔵省の担当部署は、モデル規定を作成して、各機関に提案することができる。

IV-2 他システムとの関連

人事管理システムは、他の全てのシステムと関連しているが、特に、下記のシステムとの関係が深い。

①業務計画システム

業務計画システムは、各機関の目的達成に必要な人事需要を決定することより、人事管理システムのサブシステムである職場ポスト計画サブシステムのベースを

をなす。人事管理システムは、各会計年度に配置された公務員数に従って、人事需要を調整するための情報を、業務計画システムに提供する。

②行政組織システム

行政組織システムは、各機関の部署、その等級や権限の確認を可能にする。人事管理システムは、各機関の組織構造に必要な公務員に関する情報を提供し、各機関の変革に従って、人員配置を調節する。

③予算システム

予算システムは、国の給料政策、社会法や各機関の政策の範囲で、公務員の報酬や訓練計画の実施に割り当てる資金源や金額を予定する。人事管理システムは、人件費項目や社会保障項目の予算を計画するために必要な情報を、予算システムに提供する。

IV-3 臨時職員に関する規定

大蔵省は、計画やプログラムで契約備上する臨時職員に関する規定を、人事管理システムにもとづいて発布する。この規定では、募集、人選、契約備上、報酬、評価について、満たさなければならない条件や関連事項を定める。

IV-4 陳情手段

公務員であるなしに関わらず、全ての者は、立場を正当化する説明書を携えて、各機関の行政管理審議会、又は最高当局者に、陳情を行うことができる。差別待遇、不当な待遇、又は公共部門の人事管理規範に違反する行為は、抗告や陳情の事由をなす。陳情は、下記の手順を踏まなければならない。

- ①公務員募集に応募した者が、差別待遇、不当な待遇、又は公共部門の人事管理規範に違反する行為によって、不利な結果を得たと判断する場合は、その機関の最高当局者に、陳情又は抗告を行うことができる。陳情は、結果報告が出されてから、3日以内に提出しなければならない。行政管理審議会又は最高当局者は、陳情が提出された日から、5日以内に結論を出さなければならない。陳情の正当性が宣言された場合、それまでのプロセスは無効となり、最も古い誤った部分から、プロ

セスをやり直す。 陳情が未解決のままの状態、新たな人選を行うことはできない。

②人事管理システムを適用したプロセスの結果で、差別待遇、不当な待遇、又は公共部門の人事管理規範に違反する行為によって、不利な結果を被ったと判断する公務員は、所属機関の人事管理審議会に、陳情又は抗告を行うことができる。 陳情は、プロセス結果の報告が正式に通達されてから、3日以内に行わなければならない。 陳情内容は、陳情が提出された日から、5日以内に解決しなければならない。 陳情の正当性が宣告された場合は、それまでのプロセスは、無効になる、又はプロセスの書類を修正しなければならない。 陳情の結果が出されるまでは、新たな人選を行う、又は陳情者に不利な行動を取ることはできない。

③人事管理審議会を備えていない、又は正規公務員数が60人未満の機関に於いては、最高当局者が、陳情の内容を知った上で、解決する。

人事管理システムは、Subsistema de Programacion de Puestos(職場ポスト計画サブシステム)、Subsistema de Dotacion de Personal (人員配置サブシステム)、Subsistema de Evaluacion del Desempeno (職務遂行評価サブシステム)、Subsistema de Capacitacion (訓練サブシステム)、Subsistema de Retribucion (報酬サブシステム)、Subsistema de Movilidad Funcionaria (人事移動サブシステム)、及び Subsistema de Registro (公務員登録サブシステム)で構成されているが、夫々のサブシステムの概要を、下記に述べて行く。

IV-5 Subsistema de Programacion de Puestos (職場ポスト計画サブシステム)

職場ポスト計画サブシステムは、行政組織システムで決定された組織や部署を編成するために、業務計画システムで予定された人事需要を、適時に賄う具体的な職場ポストを計画するサブシステムであり、国の社会需要より派生する機関目標に応じるための人事を賄う目的を持っている。

職場ポスト計画サブシステムは、ポストの分析、描写や評価、及びポスト分類のプロセスを備えているが、このプロセスは、各機関の人事管理部署が、機関内の各分野の該当部署と調節しつつ、実施する。

職場ポストは、機関の特定目標に応じるために、或る一人の公務員が果たさなければならない一連の職務、権限や責任を含んでいる。或る職場ポストは、ポスト設営の目的を果たしている間は、効力を持つことになるが、機関の業務計画の変更に伴い、活動内容が変更された場合は、ポストの設営、修正、変更又は廃止が決定されることになる。

IV-5-1. ポスト分析と描写

このプロセスでは、機関の組織構造に於ける各ポストについて、下記を確認し特定する。

- ①機関の組織構造に於けるポストの名称、職級、及び位置付け。
- ②ポストの性格、遂行しなければならない規則や任務、期待される定質的及び定量的な成果。
- ③ポストに就くために要求される、人間性と職業的特性。

これらに関する情報は、明確に記述しなければならない、各機関の業務計画と需要に応じて、各会計年度の初頭に調節しなければならない。

IV-5-2. ポスト評価

機関の性格に従ったポストの任務、必要条件、組織構造に於ける位置、及びその他の要素に関して、各ポストを夫々比較した上で、夫々の重要性を定めるプロセスであり、各ポストの職級付けと報酬レベルを決定する基礎になる。

各機関は、必要に応じて最善のポスト評価を行うために、目的、条件や判断基準の統一性を確保するための方法を選択し、機関の内部規定の中で、明確に示さなければならない。

IV-5-3. ポスト分類

ポスト分類は、機関の組織構造の中に於ける各ポストの相対的重要性を考慮しつつ、各ポストの職級を整理するプロセスであり、人事管理システムでは、下記の職級に

分類されている。各職級は、指定された業務活動の種類や性格に従って、Classes (職種) に統一される。

①高級当局者

各機関の組織構造のトップレベルのポストであり、組織を総括的に指揮する責任を持つ。

②顧問・補佐官

機関の上級当局者を、専門的又は技術的に補佐する役目を持つポスト。

③上級当局者

上司の管下で、各部署を指揮するポスト。

④中間管理職

上級当局者の管下で、各業務のチームを組織し監督するポスト。

⑤専門職

高級当局者又は上級当局者の管下で、専門的な業務を展開するポスト。上級当局者、又は中間管理職を支援するために、専門作業チームを編成することもできる。

⑥技士・事務職

専門的な支援業務を行うポスト。

⑦助手・サービス要員

専門的ではない支援業務を行うポスト。

IV-5-4 Items (人件費項目) の指定

各機関の組織構造の中の各部署の人件費項目は、機関の年度予算書で指定される。最高当局者が、管下の各部署の目標達成に、マイナスの影響をもたらさない旨を判断した上で、或る部署の人件費項目を、他の部署に移動させる場合を除き、部署間

で人件費項目の移動を行ってはならない。 人件費項目の移動は、所轄当局者が発する明確な決済書にもとづくものとする。

IV-6 Subsistema de Dotacion de Personal (人員配置サブシステム)

人員配置は、職場ポスト計画サブシステムで決定されたポストに、適時且つ効果的に職員を配置することを意味する。 人員配置サブシステムは、機関の需要に応じるために、目的に従って人員を募集し、応募者の能力を評価して選抜する近代的、透明、客観的、及び競争的なプロセスを通じて、適任の公務員を公共機関に提供する目的を持つ。 このサブシステムは、人員の募集、人選、任命、順応と確認のプロセスで構成されている。

IV-6-1 正規職員と臨時職員

公務員は、下記の如く、正規職員と臨時職員に分類される。

- ①正規職員は、各機関の組織構造の中で、予定されているポストに就く職員を意味する。 最高当局者の業務を直接支援するポストに、最高当局者から任命された正規職員は、任命される前の地位を保ち、最高当局者が任期を終える、又は任期を終える前に、直接支援ポストの職を解かれた場合は、前のポストに復帰する。
- ②下記が臨時職員に該当する。 臨時職員は、如何る場合に於いても、自動的に正規職員に格付けされることはない。
 - a) 組織構造の空席を埋めるために、90日以下の期間で契約備上された使用人、又は、90日以上のある一定期間の必要を満たすために、契約備上された使用人。
 - b) 最高当局者の臨時的な業務を直接支援するために、最高当局者が、その業務のみを担当させるために契約した使用人。 契約期間は、最高当局者が決める。
 - c) 或る特定の計画やプログラムのために契約備上する使用人。 契約期間は、計画やプログラムの所用期間にもよるが、その計画やプログラムに関して発布された規定にもとづくものとする。

IV-6-2 空席

承認済みの人件費項目で指定された席が埋まっていない場合は、空席と見なされる。公務員の辞職又は定年退職で空席が生じた場合、代わりの公務員が、代理の性格で、その空席を一時的に埋めることもできるが、補充員の募集、人選や任命に要するであろう期間は、約90日と推測されることより、代理職の期間は、90日を超えてはならない。同じく、或るポストが一時的に空席になる場合は、ポストの正規職員が復帰するまで、代わりの公務員が、代理の性格で、その空席を一時的に埋めることもできる。正規職員に与えられた欠席期間満了後に、その席が空席になった場合は、代わりの正規職員を募集、人選、任命するプロセスが開始される。この場合、代理の性格で空席を一時的に埋めていた公務員は、正規職員が新たに任命されるまで、代理職を維持する。

IV-6-3 空席の補充プロセス

空席の補充プロセスは、各機関の業務計画で予定されている人事需要を賄う必要性より発生し、空席が生じてから、30日以内に開始しなければならない。このために、人事管理部署は、人件費項目の現状を把握し、空席の補充を申請している部署と調整しつつ、補充職員の資格内容を確認する。

次に、機関が必要とする補充職員を探し出すために、より多くの候補者を募集する。募集は、直接招待と公開募集の二つの方法で行うことができるが、下記を夫々念頭に置いて、手配される。

①直接招待は、前述した高級当局者のポストを補充するために、人間的及び職業的に、多くのメリットを有する者に対して行われる。同じく、機関の最高当局者、又は高級当局者の業務を直接支援し、職級ラインには属さない職席を埋めるために、十分な職歴、技術的経験、管理的経験、又は補佐業務の経験を有する者に対して行われる。

②公開募集には、内部公開募集と外部公開募集の二つがある。

- a) 内部公開募集は、機関の正規職員の昇格を目的として、正規職員を対象に行われる。募集広告は、正規職員全員の目に付く場所に公開する。
- b) 外部公開募集は、公共部門又は民間部門の者であるなしに関わらず、機関内外

の者を対象にして行われる。募集広告は、マスコミを通じて行われる。

多くの候補者を募るために、専門職業人協会に通知することもできる。

- c) 各事例の特定の規定に従う計画やプログラムに、臨時職員を募集する場合を除き、臨時職員の募集は、この種の公務員を人選する各機関の規定や方法に従うものとするが、候補者は、定められた職種を最低限満たす条件や資格を備えていなければならない。

上級当局者、中間管理職や専門職のポストを補充するための募集は、内部公開募集、又は外部公開募集の、いずれかの方法で行われる。

募集に於いては、機関に於ける職場、ポスト、募集目的、応募資格条件、応募期限、応募者の受け場所や方法などに関して、情報を公開しなければならない。適切な競争性を確保するに十分な候補者を募ることができない場合、又は人選の段階で適任者がいない場合は、その募集は流れて無効となり、募集期限の延期、又は二次募集を行うことになる。募集期限を延期する場合は、一次募集の内容や条件を変えてはならないが、二次募集の場合は、その内容や条件を変えることもできる。募集期限の延期、又は二次募集は、いずれの場合も、夫々の応募者数を対象にして、次の人選プロセスへ進んで行く。

IV-6-A 人選

人選は、応募者の学歴、職歴、技術力や人間性の評価を通じて、機関の目的達成に効果的に寄与する有能な適任者を探すことにあり、応募者が公共行政の業務に編入される、又は公務員の昇格を、夫々に意味する。

人選のプロセスは、機関の人事管理部署と職員の補充を申請する部署の代表者で編成された人選審議会が行う。人選能力について、自他ともに認める機関内部の職員も、人選審議会に参加することができる。人選審議会は、評価プロセスを始める前に、採用する人選技術や方法、考慮される要素、採点方法や最低得点数などを定めなければならない。

90日以内の期間で契約備上する臨時職員、又は助手・サービス要員の人選プロセスを徹底的に行う如何については、各機関の規定に定めるものとする。臨時職員を正規職員に格上げして雇用する場合、臨時職員として契約備上した際に、徹底的な

人選プロセスが行われていない場合は、本システムに定める人選プロセスを踏まなければならない。

履歴の評価は、応募者が提出してきた書類の分析を通じて、その者が、ポストに要求される資格条件を満たしている如何を確認するものである。

技術力の評価は、募集しているポスト内容に関する応募者の知識、経験や開発潜在力を評価するものである。 内部公開募集の場合、公務員の過去2年間の職務遂行評価は、この技術力の評価に於いて考慮されるが、勤続年数2年以下の公務員は、その対象にはならない。

人間性の評価は、募集しているポストの職務を遂行するに当って、必要と見なされる個人的な特性を評価するものであり、応募者に関する総合的な印象を形付けると共に、技術力の評価を補完することにある。

様々な評価方法を一つ採用し、又は二つ以上組み合わせ、応募者に、個人的又は集団的に、技術力と人間性の評価がおこなわれるが、一般に、筆記試験、実地試験、面接試験、人選セミナー・実習会、前の職場に対する職業的及び人間的な照会その他の方法の一つ、又は全てが採用される。

人選プロセスの結果は、人選審議会の結果報告書に纏められ、雇用を決定する権限を持つ当局者に提出される。 結果報告書には、少なくとも、下記の事柄が明記されていなければならない。

- a) 候補者数
- b) 評価方法と採点方法
- c) 各候補者の氏名と得点数
- d) 上位から下位までの候補者を、得点数に合わせて順序立てたリスト
- e) 結論と勧告

結果報告書の透明性を保証し、雇用が決定される前に、候補者が陳情や抗告を行うことができるように、報告書は、候補者に公開されなければならない。

雇用の決定権を持つ当局者は、人選審議委員会から提出された結果報告書にもとづ

いて、そのポストに最適と判断される候補者を選び出すが、最高得点を得た候補者を優先的に選ぶよう、常に心掛けねばならない。担当当局者は、人選決定について、責任を取らなければならない。

IV-6-5 任命

任命は、雇用する機関と雇用された公務員、又は昇格を受けた公務員の間、正式な労働関係が成立すること意味する。任命に於いては、下記を留意しなければならない。

- a) 任命は、関係当局者が発する明確な示達書をもって行われる。
- b) 任命示達書には、空席を埋めるために任命された公務員人の人件費項目を明記していなければならない、他のポストに振り替えることはできない。
- c) 任命される前に、ポストに就いて業務を行うことは禁じられている。これに反した場合は、許可した当局者の責任である。
- d) 採用された者は、任命される前に、機関が要求する個人的、又は職業的な証明書を提出しなければならない。
- e) 臨時職員の場合の労働関係は、機関と、臨時的に契約傭上された公共使用人（公務員）の間で取り交わされた特定契約にもとづくものとする。

公務員の任命は、関係当局者が司る就任式をもって、効力を発する。その報酬は、就任式の日から勘定される。

IV-6-6 誘導

誘導は、就任したばかり、又はポストが変わったばかりの公務員に、機関の任務、目的、計画、プログラム、活動、及び編入された部署やポストの目的、活動や規則などを、出来るだけ短期間で知って貰うことにある。このために、上司は、必要な書類や情報を、公務員に提供しなければならない。

IV-6-7 確認評価

機関に編入されたばかり、又は昇格したばかりの公務員は、ポストに就任した日から3ヶ月間は、直属の上司が行う確認評価を受けることになる。確認評価は、そ

れら公務員のポスト継続の妥当性の有無を決定する。 確認評価の結果で、差別的、不当、又は人事管理規範に違反する評価を受けた旨を判断する公務員は、IV-4項の“陳情手段”の②節に従って、陳情又は抗告を行う権利を有する。

IV-7: Subsistema de Evaluación de Desempeño (職務遂行評価サブシステム)

職務遂行評価は、指定されたポストに於ける公務員の職務や目的の達成度を、或る一定期間に評価する継続的なプロセスである。 職務遂行評価の目的は、公務員の経済性、能率や労働効果を確認したり、欠陥や潜在力を探知して、公務員の職務遂行状態を客観的に査定することであり、評価計画と評価実施の二つのプロセスで構成されている。

IV-7-1: 評価計画

職務遂行評価に関する計画は、各機関の政策に従って毎年作成され、評価の目的、範囲、評価要素、職務遂行パラメータ、評価手段や期限が設定される。 職務遂行評価の対象は、正規職員のみであり、人事管理担当の部署が実施する。

評価要素としては、ポストに期待される成果を達成するための能率、労働効果や経済性が上げられるが、評価の対象になる公務員の職級に合わせた内容で設定され、上級当局者と中間管理職の職級に対しては、他に管理能力が加えられる。

評価パラメータは、各要素を査定するための判断基準であり、公務員の職務遂行に関して、出来る限り客観的な査定を可能にするものでなければならない。 参考として、成果に関する定質性と定量性、成果の達成に要した期間、投入資金の経済性、作業に於ける協調性と独立性などを上げることができよう。 設定されたパラメータ以上の成果を出した公務員は、更に発展する潜在力を秘めていることを意味する。

職務遂行評価では、夫々の事例に応じて、個人的又は集団的に適用する様々な方法や技術が採用されるが、例を上げると、採点方法、確認リスト方法、比較評価方法、職場検証方法、アンケート制、実証制、面接制、評価セミナー・実習制などの方法や技術がある。

IV-7-2 評価実施

職務遂行評価は、評価計画プロセスで設定された要素、パラメータ、方法や技術を用いて、直属の上司が実施するが、人事管理部署は、その前に、評価員である上司を訓練するための技術指導を行わなければならない。評価は、少なくとも、1年に1度は実施しなければならない。上司が、新入職員の特別評価を行う必要があると判断する場合は、新入職員の就任後6ヶ月以内に、特別評価を実施する。

評価実施のプロセスは、直属の上司による評価報告書の作成をもって終了する。直属の上司は、評価された部下に、評価結果を知らるが、部下は、IV-4項に述べる“陳情手段”をもって、陳情又は抗告を行うことができる。

評価結果は、①更に専門的、又は複雑な任務を遂行できる潜在力を示した公務員を昇格させるための判断要素をなす、②金銭的又は社会心理的な報償を与える、③能力を更に活用するために、転属又は配置換えを行う、④公務員の留任を決定する、⑤他の準システムにフィードバックするなどのために、使用される。公務員が得る評価結果は、優秀、良好、十分、要観察、不十分に分類される。その結果は、下記の報償や懲罰となって反映される。

- a) 優秀 : 同じ職級内での権限の拡大や昇給の可能性が出てくると共に、IV-9-3項に後述する、金銭的な特別報奨の対象になる。
- b) 良好 : 同じ職級内での権限の拡大や昇給の可能性が出てくる。
- c) 十分 : 昇給の可能性は全くない。
- d) 要観察 : 新しい評価を、6ヶ月以内に受けなければならない。二度目も要観察の評価を受けた場合は、解雇の対象になる。
- e) 不十分 : 解雇の対象になる。

大蔵省は、評価規範を毎年発布する。各機関は、上述した分類の原則を守りつつ、他の分類方法や名称を導入することもできる。

IV-8 Subsistema de Capacitación (訓練サブシステム)

人事訓練は、公務員の知識、熟練や態度の習得、職務遂行上に於ける成就や専門化、上級職席への準備、機関の思想や倫理価値の開発などを奨励することにある。

訓練は、ポストでの能率、労働効果や経済性の成長を促し、時代遅れの労働慣習を克服し、且つ機関の原理や価値と一致した組織文化を創造し奨励して、機関の目的達成に於ける公務員の貢献度を向上させる目的を持っている。このために、訓練サブシステムは、訓練の必要性の探知、訓練計画の作成、訓練の実施と評価、及び訓練成果の評価の各プロセスで構成されている。

訓練の必要性の探知では、機関独自の業務の展開より派生した必要性、公務員の職務遂行評価で確認された必要性、公務員の欠点や潜在力から派生した必要性などが考慮される。訓練の必要性の探知は、直属の上司が、総合的に必ず行わなければならない性格のものである。

訓練計画の作成は、探知された必要性にもとづいており、訓練の目的、方法、対象者、期間、指導員、内容、技術、手段、評価基準、及び訓練を実施するための所用資金などが、総合的に定められる。訓練計画は、機関の業務計画に含められ、訓練費用の予算は、機関の年度予算に含まれることになる。訓練計画は、人事管理の担当部署が、該当部署の上司と調整しつつ、作成する。

訓練の実施は、作成された計画と割り当てられた予算に合わせて、機関独自で、又は第三者に託して行われる。

訓練の評価は、訓練計画で設定された目的の達成度、即ち、参加者が習得した知識、技術又は態度などを、訓練活動の終了時に評価することにより、更に、将来の訓練活動の指導内容、技術や方法を調節して、改善する目的を持っている。訓練の評価は、人事管理を担当する部署が、訓練を受けた公務員の直属の上司と調整しつつ行う。

大蔵省は、管下の専門部署を通じて、各機関の予算や別途資金を調達すると共に、訓練効果を改善する政策を定める

IV-8-1 研修留学や見習いの制度

各機関は、訓練計画の中に、国内外で開催される研修コースに、職員を参加させる計画を立てねばならない。そのためには、①機関が担当している分野のテーマに関する国内外の研修制度を誘致する、②提供されてくる研修留学を広報し、候補者

を選抜して後援する、③候補者の人選については、効果的な人材投資を行う最低限の保証として、候補者のそれまでの貢献度を優先する方法や手順を定める、④機関が担当している分野のテーマが、方法的又は内容的にも、国内のセミナーや実習会では、展開されていない場合は、外国への研修留学を後援するなどの計画を立てて、実施しなければならない。

機関の専門分野の活動を将来担当する、又は展開する公務員を育てるために、各機関は、夫々の特定の内部規定に従って、卒業したばかりの優秀な大卒実習生を受け入れる、又は大きな開発潜在力を持つ公務員を、他の国家機関や国際機関に、実習生として派遣する制度を備えなければならない。機関が受け入れる大卒実習生は、無報酬であり、公務員の資格を自動的に得る訳ではない。

各機関は、内部の公務員の向上心を奨励し、高等教育に通学する公務員には、就業時間内に、最高2時間の自由（勉学）時間を許可しなければならない。更に、機関が担当する分野のテーマに関して、公務員の研究や発表を奨励し、その発意や創意を認めなければならない。

訓練や研修への公務員の参加は、各事例に応じて、義務的又は任意的であり得るが、職務遂行上の不足や欠陥を是正する、又は職務内容を現行化するための訓練や研修には、強制的に参加しなければならない。公務員の潜在能力を開発する訓練や研修への参加は、各自の自由であるが、職務遂行評価で満足な評価を得た、又は開発するに値する潜在能力を持つ公務員は、この種の訓練や研修に、優先的に参加することができる。

公務員に、訓練や研修への参加を許可した機関は、公務員の不在中も機関の業務や活動が正常に展開されるように、適切な処置を取る。公務員は、訓練や研修に正常に出席していることを、機関の上司に報告し、習得した知識、技術や態度を実証しなければならない。これに反する場合は、機関が賄った経費や損害を返済しなければならない。

IV-9 Subsistema de Retribucion (報酬サブシステム)

報酬は、機関の目的達成に寄与する公務員に対する代償金であり、機関の予算枠の可能性と現行法規類の定めに従って、支払われる。報酬は、機関の目的達成に

貢献する公務員の能率と向上心を認め、その代償として、或る一定の金額を支払う目的を持つ。公務員に支払われる代償金には、報酬、社会給付金と報奨金の3種がある。

IV-9-1 報酬

報酬は、公務員の職務遂行に対して支払われる金額であり、法律に定める月給（サラリー：基本給）や、その他の金銭的な支払いが含まれる。月給（サラリー：基本給）は、職場ポスト計画サブシステムのポスト評価に従って、設定される。月給に関する基本的なデータや情報は、各機関が承認している給料レベルと、人件費予算表で構成されている。

給料レベルは、機関の各組織構造の中の職級やポストに対して、夫々指定されている基本給レベルで分類されるが、各公務員の月給額は、各機関の職級と承認されている人件費予算表に従って、設定される。各機関は、国家予算と、その規定に定める給料政策に従って、給料レベルを調節するが、その調節は、各機関の最高当局者の責任である。大蔵省は、各公共機関の給料レベルの設定を支援するために、技術指導を行うこともある。給料レベルには、職級、職席に関する説明、各レベルに該当する公務員数、基本給、公務員一人当りの月間及び年間の費用などの情報が付記されていなければならない。

人件費予算表は、機関の業務計画に伴う組織構造とポスト編成を反映しているものであり、この組織構造やポスト編成に従って、公務員の基本給の支払いに必要な資金の手当てが行われる。人件費予算表は、人件費項目に該当する公務員数（職級別に番号付けしたリスト）、ポストに関する詳述、各ポストの基本報酬額、及び、該当する場合は、国境（僻地）手当額、人件費項目の総額などの情報を付記し、各会計年度の国家予算方針や給料政策に従って、毎年作成される。各ポストは、一つの人件費項目に該当し、適切に番号付けされて、人件費予算表と月給支払表に明示される。上司の不在で代理を務める公務員の報酬は、代理期間が15日を超える場合は、上司の報酬をベースに算定して、支払われる。新しいポストに昇格した公務員は、任命された日から確認評価期間を終えるまでは、以前のポストの報酬を受け取るが、確認評価に合格したならば、任命された日に溯った昇給額を受け取る。

報酬に関しては、下記の禁止事項が定められている。

- a) 複数のポストに就き、公共資金の二重支払いを受ける。大学の教師や公立の教育施設で、技術科目を教える教員は例外であるが、その場合でも、授業時間が重ならず、職場間の両立性を保たなければならない。
- b) 物品による報酬又は補助品の支給、又は公共機関の職員から、無償のサービス業務の提供を受けてはならない。
- c) 承認済み基本給レベル以外の給料レベルを設定する。
- d) 各会計年度で承認済みの人件費総額以上に、人件費を支出する。

IV-9-2 社会給付金

社会給付金は、報酬を補足するものであり、各機関は、管下の公務員に、この給付金を支払うよう、特に、社会保障関係の法規類で義務付けされている。

IV-9-3 報奨金

業績又は向上が著しい公務員が、その能率を維持するよう、奨励するために支給するものであり、一般的には、現金で支払われるが、社会心理的な表彰や証明書などで奨励することもある。各機関は、適時に報奨を実施できるように、準備していなければならない。

各機関は、各公務員の職務遂行や業績を評価し、大蔵省が発布する基本方針、各機関の特別規定や予算能力に従って年末に、報奨金を与える。報奨金の支払いは、1ヶ月分の給料（サラリー：基本給）を限度とするが、特別手当での性格を持つことより、給料と見なしてはならないが、各機関が毎年予算化する報奨金は、合法的に承認された人件費総額の一部をなす。報奨金の予算は、国家予算に定める人件費予算総額の限度内に、収めなければならない。

社会心理的な報奨は、公務員の業績や向上に対して、メモランダム（覚書）、証明書、表彰、又は類似の書類で手配される。更に、公務員が定年退職する際は、その業績、誠実性、寄与、貢献などを、特別の儀式で賞賛し表彰する。